

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成28年9月7日(水曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 安部 俊三 議員
- (2) 桜場 政行 議員
- (3) 有賀 光子 議員
- (4) 水戸 義裕 議員
- (5) 我妻 弘国 議員

第 3 議案第 7号 教育委員会教育長の任命について

第 4 議案第 8号 教育委員会委員の任命について

第 5 議案第 9号 教育委員会委員の任命について

第 6 議案第10号 教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

9番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔9番 安部俊三君 登壇〕

○9番（安部俊三君） おはようございます。

9番安部俊三です。

大綱1問質問いたします。

しばた千桜橋の積極的な活用を。

4月7日にグランドオープンしたしばた千桜橋により、白石川堤と船岡城址公園の回遊が可能となり、本町の観光振興に寄与する結果となっています。また、ウォーキングなど健康・体力づくりの新しいルートとして活用され、その存在価値が高まっています。

そこで、より一層しばた千桜橋を積極的に活用すべきという思いから、次のことについて伺います。

1) 今後、しばた千桜橋の活用をどのように考えているのでしょうか。

2) 健康・体力づくり推進策や交流人口をふやす意味合いから、町内外に呼びかけ、ウォーキングの集いといった企画はできないでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員のしばた千桜橋の積極的な活用の質問でございます。2点ほどございました。

今年4月7日にグランドオープンしたしばた千桜橋ですが、特にことしの桜まつりでは、国内外から多くの観光客がしばた千桜橋を渡り、しばた千桜橋からの眺めに感銘を受けたとの言葉をいただきました。

しばた千桜橋が完成し、回遊性が大幅に向上したことにより、観光客の方は船岡駅から白石川堤の桜を見て、しばた千桜橋を渡り、船岡城址公園の桜も楽しんで、町なかを經由して船岡駅に戻る方が多かったようです。また、白石川堤の桜をライトアップしたことで、夜も多くの観光客の方が足を運んでいました。そして、桜の時期が終了した後も、早朝から夕方まで多くの方がウォーキングなどを楽しまれております。

昨年の10月に「柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略～フットパスによる元気なまちづくり～」を策定いたしました。が、「フットパスによる元気なまちづくり」とは、地域がこれまで育んできた歴史や文化、自然を一つの道でつなぎ、地域の人との交流を通じて、柴田町のすばらしさを知ってもらい、柴田町をワンランク上の自治体に成長・発展させるためのまちづくり戦略です。

今後、町ではこの「フットパスによる元気なまちづくり」を推進するため、今年度中に町民の憩いの場や交流の場となるよう、白石川親水公園や桜の小径を完成させることにしております。さらに、歴史的な資源の再整備、四季折々の花木の植栽を通じたフラワーガーデンの整備等により、さらに魅力を高めてまいります。

これらの戦略の中で、しばた千桜橋をフットパスコースのメインコースに位置づけ、景観や回遊性などの魅力を積極的に情報発信していきたいと考えております。

2点目、船岡城址公園や白石川堤は、フットパスのモデルコースになっていることや、健康づくりや体力づくりに対する意識の向上から、しばた千桜橋を回遊するウォーキングなどを楽しまれる方が年々多くなっております。

ことし7月3日に開催された阿武隈急行株式会社が主催する「阿武Qウォーク」の「紫陽花

満喫コース」では、約230名の参加者が東船岡駅からしばた千桜橋を經由し、船岡城址公園を訪れ、初夏のアジサイを満喫しました。また、9月17日、18日にはNPO法人「みどりのゆび」主催で、柴田町のフットパスコースを歩くイベントが開催されます。しばた千桜橋もコースの一部となっており、全国から今のところ30名程度参加する予定となっております。

今後は、船岡城址公園で行われている四季折々の観光イベントに加え、スタンプラリーやしばた千桜橋のライトアップ、親水公園でのマンジュシャゲ等の花まつりや、地方創生事業で計画している「花めぐり・ちょい食ベツアー」などの実施を検討いたします。さらに、この期間中に、柴田町総合型地域スポーツクラブや仙台大学、ノルディックウオーク愛好会と連携し、ウオーキング大会などの健康イベントを開催できないかを検討し、観光と健康・体力づくりを結びつけた事業展開や広く情報発信することで、交流人口をふやせるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） まず、1点目に関してですけれども、確認の意味もありますので、お伺いします。

船岡城址公園、しばた千桜橋の魅力を町内外にアピールし、ワンランク上の観光地に成長・発展させるため、どのような発信をしてきたのか、まずお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） どのような発信をしてきたかということなんですけれども、まずテレビ、ラジオ、新聞などのマスコミを活用したPRのほかに、情報誌あるいは町観光物産協会のホームページ、そういったものを活用しながら、PRを行ってまいりました。また、各関係機関でいろんな冊子が出ているんですけれども、そういったものにもしばた千桜橋を掲載していただくことでPRを図ってきました。また、桜まつりとかそういったものに合わせまして、県内外の旅行あるいは観光関係者に、ぜひ桜まつりと一緒に旅行企画を組んでいただけないかというような商品化のお願いもしてまいりました。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 今後一層発信力を高めていく必要があると思いますが、具体的な方策などは持ち合わせているのかどうかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、船岡城址公園にNHKの大河ドラマで一躍有名になりました「縦ノ木は残った」のモミの木、あるいは山頂には船岡平和観音像がありますけれども、今

回しばた千桜橋を新たな町の観光シンボルとして大いに活用していきたいと思っております。例えば観光イベント、桜まつりもそうなんですけれども、そういった観光イベントのポスターとかパンフレットにしばた千桜橋を掲載しながら紹介していく、あるいはご存じかあれなんですけれども、さくら歩道橋を昨年使いまして「俺物語」という映画を撮影したんですけれども、それはたまたま白石のフィルムコミッションの方が動いていただいて、撮影場所、ロケ地として選んでもらったと。そういったフィルムコミッションと連携をとりながら、しばた千桜橋をロケ地に活用してもらえないかというようなことを提案していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） しばた千桜橋を生かす一つの方法として、近隣の大河原町との連携を考慮すべきと私は思うんですが、どのように考えられますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 大河原町とは大いに連携を図っていくべきであろうと思います。今現在、柴田町と大河原町で桜まつりのときに共同マップというのを作成しているんですけれども、その中でしばた千桜橋というものもPRしながら、さらにしばた千桜橋を活用しながら、大河原町と一緒に何かイベントみたいなものが考えられないか検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） 回遊性については、私自身は十分とは言えない状況と現在思っておりますが、今後の対策をどういうふう考えているのか、あればお伺いします。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 回遊性となりますと、やはり船岡駅でおりまして、白石川堤を歩きまして、しばた千桜橋を渡って船岡城址公園のほうに歩く、船岡城址公園を散策して、楽しんでもらった後に商店街を経由してまた船岡駅に戻るといったようなコースがまずメインになっていくのかなと、回遊ルートと考えられます。ちなみに、このコースは先ほど町長の答弁にもありましたけれどもフットパスのメインコースに位置づけながら、モデルコースとして案内していきたいと思っております。また、歩いて楽しくなるような仕掛けといたしまして、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、コース上に植栽をふやしたり、あるいは親水公園、桜の小径の整備を進めながら、本当に歩いて楽しくなるような仕掛けなんかもあわせて行ってきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

- 9番(安部俊三君) しばた千桜橋は、今お話がありましたようにフットパスコースになっております。そのフットパスコースの案内板を設置する考えはありますか。
- 議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長(鈴木 仁君) フットパスコースは、現在、槻木コースと船岡コースの2コース設定をしております。案内板については、設置をしまいたいと考えております。現在は槻木地区は田園コースということになっておりまして、船岡コースに比べまして田んぼ、畑ということで、目印になるものが少ないコースになっておりますので、当面は槻木地区のほうに案内板をまず設置しまして、続いて船岡地区のほうに設置をしまいたいというふうに考えているところでございます。
- 議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- 9番(安部俊三君) おもてなしとか回遊性の向上といった点から、自分自身で考えたことをちょっと提案したいと思っておりますけれども、船岡駅コミュニティプラザにイベントの開催時など荷物の一時預かり所を設けるということはいかがでしょうか。所感をお伺いします。
- 議長(加藤克明君) 商工観光課長。
- 商工観光課長(斎藤英泰君) 今、船岡駅のほうには荷物を預ける場所ということでコインロッカーが実はございまして、大きいコインロッカーが4つと小さいコインロッカーが10個用意されております。通常手荷物なりを預ける場所はまずそこで十分だと思うんですけども、これから例えばウォーキングのイベントとかフットパスのイベント、そういったときに、どうしても荷物を置く場所に困ることが予想されます。それに向けて、例えばイベントのときに荷物の預かり所として船岡駅のコミュニティプラザを開放する、場合によっては使用してもらうというような方法も一つ考えられるのかなと思っております。
- 議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- 9番(安部俊三君) 次に、2点目に移らせていただきます。再質問いたします。
- 健康づくり・体力づくりは言うまでもなく自分自身の責任において行うものでありますが、スポーツ振興課として今後ウォーキングの集いといった目玉事業となり得るような全町的な観点に立った企画は予定していないのでしょうか。お伺いします。
- 議長(加藤克明君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長(石上幸弘君) 多くの町民の方々にウォーキングコースとしてのしばた千桜橋を知っていただきたいと思っておりますので、柴田町体育協会や柴田町総合型地域スポーツクラブ会員を対象としましたウォーキングの集いや講習会等ができないかどうか、それぞれの役員

会で今後協議してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○9番（安部俊三君） 同じくスポーツ振興課にお尋ねしますが、ウォーキングなどで船岡城址公園を訪れた人にプラスアルファといった付加価値が増すような方策とございますか、そういうものは何か考えてはおりませんか。

○議長（加藤克明君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） しばた千桜橋を渡った船岡城址公園の駐車場付近で、ウォーキングをしてきた方々への特典とはいきませんが、大学とタイアップをしまして、年齢とともに衰える足腰の筋力アップを踏まえた健康体操を学生によって指導ができないか、月1回程度ですけれども、または毎日とはいきませんが、ラジオ体操やみんなの体操がここでできないかを考えております。ただ、これにはいろいろまだ課題がありますので、課題をクリアしながら、仙台大学や関係機関と協議しながら、今後進めていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。（「終わります」の声あり）

これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、2番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。

大綱2問、質問いたします。

1つ目、**中長期的な計画で商店街の経済の活性化を。**

町では、地方創生事業の補助金を使い、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、国の示す政策4分野の基本目標の実現に向け、積極的に取り組んでいます。

しかし、町なかの商店街ににぎわいを感じることはできません。商店街が活性化するためには、その地域で暮らす住民が地元の商店で、日常の生活に必要なものを買うことや事業者が意欲と才覚により地域のリピーターを呼ぶことが、一番有効な活性化策と認識はしています。町内における過去3年間の開廃業の状況では、卸小売業が開業1件に対し廃業が15件、飲食サービス業は開業11件に対し廃業が15件となっています。卸小売業の廃業の要因として、大型店・ロードサイド店の影響等による経営不振、事業者の高齢化と後継者不足が挙げられます。

本町の商店街は、残念ながら日常の買い物が完結できるような商品構成になっていません。商店街にある小売店や食堂・喫茶店などの飲食店の数が余りにも少なく、そのため、仙台大学の学生を商店街に取り込むこともできていない状況にあります。

求められるサービス、自店の魅力の向上を図り、お客が必要とする買い物の場・魅力ある個店につながる努力も事業者には不可欠ですが、不足業種の店を担う事業者を育てるために創業支援を行い、一日も早く中長期的な計画を立て、魅力と活力ある商店街を取り戻す取り組みが必要です。

そこで伺います。

- 1) 町内の小売・卸業者数が平成15年に238だったのが、平成24年は160に減った要因は。
- 2) 現状の柴田町商店街をどう捉えていますか。
- 3) 創業者の輩出が商店街の活性化に必要です。宮城県内では平成28年5月現在で創業支援事業計画の認定を19市町で受けていますが、本町の取り組みは。
- 4) 10年後、20年後に魅力と活力ある商店街を目指した（仮称）賑わう柴田町商店街づくり協議会を立ち上げては。

大綱2問目です。柴田町交通指導隊について。

交通指導隊は、交通秩序の保持と交通事故の防止のため、通学路での街頭指導やイベント時の歩行者の交通指導など、身近な地域の交通安全活動を行っています。定員が35名以内、定年が70歳で、年間1隊員当たり約80回出動しています。現状では、定員35名以内に対し、男性18名、女性8名の計26名です。平均年齢は61.23歳と聞いています。隊員が適正な定員で、安心して任務を遂行できる環境づくりが大切です。

そこで伺います。

- 1) 68歳以上と65歳以上の隊員数は。
- 2) 隊員数は26名だが、この現状をどう捉えていますか。
- 3) 隊員募集の取り組みは。
- 4) 定年は70歳の現状とし、特例として町長が必要と認めた場合の延長はできませんか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場議員、大綱2点ございました。

まずは商店街の活性化でございます。4点ほどございます。

まず、町内の小売・卸業者が減った要因についてですが、商業統計調査によると柴田町及び近隣市町の卸売・小売業者数については、10年前と比較して柴田町は36%の減、大河原町は29%の減、白石市は柴田町より大きくて39%の減、角田市は41%減少しています。柴田町以上

に白石市や角田市の小売・卸売業が減っております。この背景には、大型店・ロードサイド店の影響等による経営不振、事業者の高齢化と後継者不足のほか、消費者の高齢化、テレビショッピングやラジオショッピング、インターネットによるオンラインショッピングといった通信販売の普及があり、消費構造の変化が小売・卸売業者数が減った要因と考えております。

特に一番の要因は人口の減少で、消費者の絶対数が減っていることでございます。ちなみに平成27年国勢調査の速報値では、白石市はもう既に4万人を切って3万5,274人で、柴田町との差が4,259人、角田市は3万193人で、柴田町との差が9,340人となっております。人口減少が仙南の小売や卸売業者の数の減少に危機的状況を及ぼしていると、そういうふうに認識しております。

2点目、柴田町の商店街でございます。

町内には現在6つの商店会が存在し、大きく分けると船岡駅周辺に2商店会、槻木駅周辺に3商店会、北船岡周辺に1商店会となっております。

柴田町内の地元住民の購買動向を平成17年と平成24年で比較してみますと、日用品や食料品など、購買頻度が高く消費者が時間をかけずに購入する商品、いわゆる最寄品はいずれも地元で購入しているようです。一方、洋服やパソコン、家電製品など、商品を買うためにいろいろなお店を見て回り、比較して購入する買い回り品は、平成17年の調査では、1位が大河原町での購入で14.4%、2位が仙台市で12.2%でしたが、平成24年の調査では、1位が名取市で20.5%、2位が大河原町で17.8%となり、大型店が出店している商圈での変化があらわれています。

1カ所の商店街で全ての商品がそろえられないことや、事業者の高齢化と後継者不足などの理由により、商店街の営業店舗が減り、商店会としての運営が厳しくなっております。しかし、町の顔として商店街の活性化は重要であると考えておりますので、地方創生加速化交付金の「花回廊による商店街にぎわい事業」や、今回の地方創生推進交付金の「『花のまち柴田』にぎわい創出ステップアップ事業」を進めながら、商店街のてこ入れを図ってまいります。

3点目、創業支援事業計画の認定でございます。

きのう、秋本議員との関係でも出てまいりましたが、産業競争力強化法では、地域の創業を促進するため、市区町村が商工会等の創業支援事業者と連携して、ワンストップ相談窓口を設置し、創業支援をする創業支援事業計画を国が認定することとしています。柴田町においては、事前相談を経て、8月5日付で申請書を提出し、8月31日に認定されました。この計画により、今まで行ってきた創業に関する補助金や融資制度の情報提供といった取り組みのほかに、創業

を予定している人の掘り起こしから、創業者への継続的な経営指導やビジネススキルアップ等、創業後までを総合的な支援を行ってまいります。

4点目、「(仮称)賑わう柴田町商店街づくり協議会」の立ち上げでございますが、協議会を立ち上げてはどうかのご提案ですが、立ち上げることは可能です。ただし、商店主みずから動くことや専門のコーディネーターの確保が必要です。そのため、今年度は地方創生加速化交付金を活用し、商工会と連携して「花回廊商店街にぎわい事業」を行っており、その中でリノベーションスクールの開校やチャレンジショップ支援事業を実施いたしました。

リノベーションスクールの第1弾として、9月15日に商店会、行政、新規開業希望者等を集め、商店街活性化のためのセミナーを開催します。その後は、新規開業希望者や既存商店等のやる気のある事業主を募り、専門のコーディネーターを入れてワークショップを開催し、消費者ニーズの把握等を行いながら人材を支援することで、商店街の活性化を図ってまいります。

しかし、幾ら行政が旗振り役を務めても、商店街の商店主や商店会自体が本気でにぎわう商店街が柴田町には必要と考えて、みずから、みんなで汗をかいていこうという意欲がなければ、中長期的には小売・卸売業者は減っていくだろうという懸念はございます。

大きな2点目、交通指導隊、4点ございました。

1点目、平成28年3月31日現在、68歳以上は6人、65歳以上68歳未満は9人となっています。

2点目、柴田町交通指導隊条例で定めている定員は35人以内ですが、平成28年8月25日現在の隊員数は26人です。隊員数が定員を下回っている現状から、10カ所で行った登校時の街頭指導を、平成28年1月からは1カ所減らして9カ所に対応しています。このことから、早急に隊員をふやす取り組みを始めなければならないと捉えるところです。

これまで実施してきたお知らせ版への募集記事掲載、隊員による勧誘声がけに加え、今年度の新たな取り組みとして、7月には募集チラシの全戸回覧、8月からは地域を絞って9行政区の区長宅を訪問して、隊員候補者を推薦いただけるよう依頼してまいりました。現在のところ、2人の推薦をいただいたところであります。今後も順次、他の行政区長宅を回って依頼し、隊員の確保に努めてまいります。

4点目、柴田町交通指導隊条例は、平成21年4月に隊員数の見直し、任用年齢の引き上げ、定年制の導入、報酬の見直し等について一部改正し施行されました。特に定年制の導入につきましては、隊員の安全性を考慮するとして70歳と定めたものでございます。条例で定められているものであり、町長の特認条項もありませんので、現行のままでは延長することは残念ながらできないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 初めに、中長期的な計画で商店街の経済の活性化をということで、今町長から答弁いただきました。全くそのとおりだと思います。やっぱり商店主や商工会が本気でやらなければ、商店街の活性化はなかなかできないと思います。それを前提に質問をあえてさせていただきます。

例えばさくら商店街を見たら、何軒ありますか。その人たちが家庭内の仕事をやっているからなかなか時間がとれない人たちもいっぱいいます、仕事に追われて。でも、この状態でいったらどうなるんだろうという懸念がありまして、今回出しました。全国市町村、どこも同じ課題を持っています。とても難しい課題だと感じていますが、何か事を起こさなければいけない。本当は町長言うとおりに商店主が、若い商店主やベテラン商店主が立ち上がってやろうやと、そういった雰囲気づくりがあってやるのが一番ベストだと思いますけれども、私も商工会に加入して理事もやっていますが、なかなかそういう雰囲気というのが出てきません。話だけで終わってしまう。でもこのままだと、よく大型店、そしてロードサイドの例えばコンビニ、あと地元のスーパー、すごく頑張っていると思います。それはそれでやっぱり住民サービスに欠かなくて、そういったお店も絶対に必要だと思います。でもやっぱり商店街のにぎわい、そこがコミュニティーの場なんです。大型店に行っても、店員の方は尋ねたことは答えますけれども、そのほかのことは答えません。商店街に行って、おばちゃんたちと話すといろんな地域の話とか、例えばどこどこのおばちゃんがけがしたよとかどうのこうの、そういった会話もできる。そういったものを取り戻すために、何とかならないかなということで質問をいたした次第です。今の答弁を聞いて、再質問はなかなか難しいんですけども、同じような質問になると思います。今の状況だと、柴田町の6つの商店会、北船岡も入れて船岡3つ、槻木3つございます。今の状況でやったら、商店街はどんな状況になるとと思いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今のままといいますか、何もしないでという想定だと思うんですけども、今のままでいけば当然商店会の店主が高齢化とともに店をやめていってしまって、歯抜け状態が続いて、最終的には商店街がなくなることが予想されます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今回の通告を出した後に、これに関してかなりいろいろ勉強して、どんな方法があったらいいのかと思ったけれど、なかなか出なかったというのが本音です。改めて

お聞きしますが、商店街の課題、何もしなかったら間違いなく減ります。銀座通りを見てください、何軒ありますか。「しばた100選」に飲食店が何店舗か入りました。1店舗は廃業です。私の情報では、あと二、三年のうちにはやめるという話も、その100選のお店から聞いています。そういったことも含めて、町として商店街の課題は何が一番大きな課題だと考えていますか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 商店街を形成するという事では、やはりやる気のある店主が集まりながら、その商店街を維持していく。その商店街がいろんな住民の要望に応えられるようなお店が並んでいると、そういったことでいけば、商店街がいずれにしても継続、維持していくのかと思っております。やはり最終的には先ほど町長が答弁したように、店主みずから動く、今のところ動いていないということがなかなか商店街が活性化する上で課題になっている部分ではないのかなというふうに見ております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） そういう答弁をもらおうと、あと言葉が出てこないんです。ただ、やっぱりそのままじゃいけないと思うんです。僕は6つの商店会を見ていると、徐々に大型店・ロードサイドのお店の影響で売り上げがどんどん減ってきて、商店街が歯抜けの状況になっているんです。何回も言いますが、そこの商店街に行っても必要なもの全てがそろわない。まして例えば船岡のまちを見ると飲食屋がない、食べる場所がない。野菜も若干置くようになりましてけれども、そこには魚屋がないという歯抜けの状況なんです。だから、3)の事業者の輩出ということで、創業支援事業計画は出したのかと聞きました。やっぱり創業支援をどんどん行って、歯抜けの状況のところ何とか必要なお店を出店させるということを含めて質問したんです。

創業支援計画、8月31日に認定されたと。先ほど聞きますと創業支援事業計画ではワンストップで相談できる、あといろんな形で継続して相談ができる。でも、これ認定されなくても今まで商工観光課、そして商工会にちょっと行ったら、実はそういう相談はずっと行ってきたと。これをやると補助金の面もありますけれども、じゃあ実際こういう認定をとって、これから具体的に、町長先ほど言いました、地方創生の交付金を使ってきました、まちゼミとか、ほかにもありますけれども、それって単発ですよ、恐らく。だから、認定を受けたものをこれからのように利用するつもりでおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 創業支援事業計画の認定を受けたというのは、その体制をまずつくっていきましょうということです。創業支援をするための体制をつくるのにまず認定を受けておきます。これまで商工会が中心になって創業者の支援を行ってきたわけなんですけれども、商工会だけではなくて、商工会以外の例えば融資面で政府系の金融機関ですとか町内の金融機関、あるいは県の保証協会、そういったものと一緒になって支援体制を行っていくと。この計画が認定されることによって、支援のための組織にある程度国のほうから補助金をいただくことができるようになります。そうしますと、支援のための人件費、あるいは専門の先生を呼んだりとか、そういったものに使える補助金がいただけるようになりますので、まず創業支援計画をつくって、創業支援のための体制をとっていくと。さらに、それだけでは進みませんので、今回地方創生の事業、何とか国のほうから認めていただきました。それもやはり商店会を活性化させるための事業ということで今回認定を受けております。ですから、例えば具体的に挙げますと、今後進めていきますリノベーションスクールやらチャレンジショップ、そういったものの中から、先ほどの桜場議員の話にもありましたとおり、創業者を集めながら、商店会のメンバーと一緒に話し合いの場、何が足りないのか、何をこれからやっていけばいいのか、そういったものをいろいろみんなでワークショップを重ねながら、創業するのであればこういったお店が必要だねと、こういう店づくりをすれば商店街がさらにこれからはぎわっていくんじゃないのというような意見なんかを、当然それも専門の先生を交えながら話し合いの場を持っていくと。そういった支援を片方では行いながら、あるいは現在商店をやっている人については今回の上乘せになりますステップアップ事業、推進型の事業のお金を使いまして、まちゼミなんかを開催して、既存の商店には先ほど桜場議員が言ったとおりコミュニティーの場としての顔が見えるつき合いができるようなまちゼミ、そういったものを開講しながらいろんな策を、手を入れながら創業支援を行い、そして片方では今既存の商店の方々に、もう一度新たな取り組みをしてもらいながら、商店街のにぎわいというものをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 今の課長の答弁は、今回の推進交付金で……、リノベーションは違いますが、そこの話でいいんですか。例えば今言った創業支援事業計画の認定を受けたがゆえにそれをやるという意味。どっちなんですか。今回の地方創生を使ったまちゼミとかリノベーション事業のことを言ったんですか。その辺をちょっと確認。

私はどっちかという、せつかく認定をもらったんだから、これをうまく利用しなければい

けないと。わかりますよ、恐らくリノベーションも10回ぐらい開きます、講座。それはそれでいいんです。まちゼミなんかもいいと思います。でも単発になる。せっかく認定をもらったんだから、その認定の創業支援事業計画をうまく利用して、今回リノベーションもやりますけれども、来年も再来年も続く。これは恐らく5年計画ですよ。違いましたか。そういった中で、単発じゃなくて、そういった認定を受けてその組織をうまく利用して、創業者を対象にした創業セミナーとかを数多く開くという内容でよろしいですね。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その辺、説明不足なところがありまして申しわけございません。

創業支援のための事業計画を今回認定したというのは、創業支援のための体制づくりをするために受けたわけなんです。たまたま今回の地方創生事業の中とちょうどタイミングが一致いたしまして、さらに創業者を支援するための方策として、リノベーションスクールとか地方創生の先行型です。前の地方創生の交付金になりますけれども、加速化交付金を活用したリノベーションスクールの実施というふうになります。さらに今回の推進型交付金については、まちゼミという既存の商店街の方々に取り組んでもらう事業。ですから、あくまで創業支援の計画を認定して、まず基礎はできましたよ。これはずっと続いていきます。別にことし受けたから来年終わりだというんじゃないで、計画はずっと続いていきます。支援体制はいつまでも続いていきます。たまたま今回地方創生の交付金が加速化と推進型がついているということで、さらに創業者を支援していきましょと、その体制ができる交付金がついているという内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） わかりました。理解しました。

創業支援事業計画の中身をちょっと見させてもらおうと、創業者セミナーもこれから5年間、リノベーションも5年間、少なくとも年2回とかそういった数で開くと。もちろん認定を受けたのは柴田町ですので、そこはしっかりと商工会と連携し、当然金融関係も入ると思います、よろず支援センターも入ると思います。その辺しっかりと連携をとって、これをうまく利用して、新しく起業できるような形をうまくつくってほしいという気持ちでありますが、課長、その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 全国の商店街が活性化している優良事例を見ますと、必ずそこに人材がおりまして、このままの商店街ではだめだと、何か事を立ち上げないとだめだという

ふうに思っている方々がそこにいる。それが商店街の活性化の一つのきっかけじゃなかろうかと思います。その中で、新たに今度創業したいという方々も入れながら、ある意味よそ者だと思わすけれども、そういった人たちも入れながら、既存の店主の人たちと一緒に活性化のための方策というのをみんなで練り上げていきたいと思いますという一つのきっかけが、今回9月15日開催されるセミナーになりますので、それをきっかけに商店街の活性化に向けて進めていくという流れになってまいります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 商工会のほうといろいろお話をしていると、商工会も経営発達支援計画書、これは去年通らなくて、ことし一生懸命つくって、今認定もらえるかどうかのあれなんですけれども、商工会のそれぞれの部会、そして理事会も含め職員、会長も含めて、このままの商工会じゃだめだというような感じが少し感じられました。商工会の経営発達支援計画を読ませてもらうと、本気で商店街を何とかしなければいけないという機運は少し僕自身は感じているんです。町長が言うように、協議会というと店主、そのとおりです、否定しません。だから、店主が出てくればいいですけれども、私たちも若い、そしてやる気のある店主には声かけをしますが、例えばインバウンド推進協議会もすばらしいメンバーがいます。僕は本当から言うとやっぱり町が頭になってこういう協議会をすると、ましてや商店街の活性化ということを考えている場合の協議会というのは、私もだめなんです、余り好きじゃない。好きじゃないというか、いろいろ制限される。例えばメンバーを選ぶにしても、メンバーの基準があるから、どここの会長とか、充て職と言ったら大変失礼なんですけれども、若干そういうメンバーが多い。

じゃあつくったところで、そういうメンバーで真剣に本当に10年後、20年後の商店街を考えているかという、中には真面目に考えている人がいるんでしょうけれども、立ち上げる条件としてはやっぱりメンバーもしっかり、若くても年配の方でもいいです。本当に商店街が必要だと、何とかしなければいけないというメンバーを集めての協議会。そこで専門の先生方を誰か入れます。僕は、勝手なこと言いますがけれども今回教育委員になる加藤真二さんあたりは、久しぶりに地元に戻ってきて、この町を何とかしなければいけないということも考えていますし、そこと商工会と、そして地元で例えばいろんなイベントで頑張っている、商店街を盛り上げようという若い人たちもいます。そういったメンバーを集めて、その音頭を誰がとるかですけれども、それが店主なのか商工会なのか町なのか、その辺私も迷っているし、商工会に「立ち上げましょうよ」と言ってもなかなかそこまではまだ、「誰がやるんだ」みたいな形に

なってしまうので、そこのところの音頭を町のほうでとってはいただけないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） この議会でも商店街の活性化と、町の大きな課題として何回か質問がありました。そのときは、やっぱり商店街の現状というのをみんなで認識しなければならないということです。まず消費者が商店街を必要としていないということが一番ございます。ただ買い回り品だけはまだ使っていると。商店街という面的整備はもう要求していないという時代になっているということも認識しなければなりませんし、またそこに立地している皆さんも面的な商店街というのは余り意識していないと。自分のお店の商売だけ繁盛すればいいと、そういう事情になっていると。そこを前提として話を進めないといけません。必要でないものを行政が音頭をとっても、これは無理な話なんです。基本ではそうなんです、ただじゃあ全ての商店街がだめかというところではありません。成功している事例がある。そのときに、やはり今の現状を正しく分析することが大切であります。中長期的に、柴田町、大河原町は人口がふえておりますが、白石市、角田市、丸森町の人たちが柴田町に、仙台に行かないで済んでいるダムの役割、もう限界に来ていると思います。今はいいです。これがますます背後地が、人口が減っていきますので、そうしたときに回り回って今の商売は消費者が減るんだという大前提を認識しないとイケない。実は今町で国に提案して、商店街の活性化で加速化交付金、推進交付金をいただいた。それを商工会になぜ町はこのようにやらなければならないのかというのをこの間お話をさせていただきました。そのときは、全体の動きをきちんと、商工会、店主が理解をするということです。まず消費者が面的なものに目を向けていない。商店街の人たちもそう。それから、時代背景としてバックヤードが細っていること。人口が減れば、回り回っているいろんな商売に影響する。まずそこを認識してくださいとお話をしました。

その次に、じゃあ今度はどうしていくかということ、2つの流れがございまして、やはり個店の魅力を高めるということと、さっき桜場議員おっしゃったように新しい経営者をふやすということで、柴田町はリノベーションスクールとかビジネススクール、まちコンとかまちゼミとかを開講して、個店の魅力を高める政策もやりますと、商工会一緒にやりませんか。やりましょうということになっているんですが、温度差はあります。ただ、それは個店の問題。

それから、商店街全体の問題としては、やはり人を集めることだろうというふうに思っております。実は人を集める工夫をやっている、全国で成功している商店街がたくさんございます。景観というキーワードで新潟県の村上市、町屋を活用して、そこに住んでいるのは商店街の人だけではありません。自分たちの町を誇りにしようということで、まちづくりに関する人、そ

れから外部の人材と一緒にやっております。食のイベントだと、皆さん宇都宮のギョーザとか富士宮市の焼きそばとか、そういう食をテーマにしたまちおこし、商店街おこしをやっているところもあると思います。アニメでご存じなのは境港市です。そういうふうにはテーマを設けて、商店街を活性化しているのはあるんです。ですから、そういうつくり方も実はございます。ですから、そういうことを役場とまちおこしの人たちと外部人材と商店街、商工会のやる気のある人、一緒にやっていきたいと思います。と提案したばかりでございます。

それで、問題は今度商店街でそういう外部の人たちが集まって成功したりすると、「何だ」と、「うちの商店街に声がけしないで」と、こういう懸念がまず来るだろうと予想はしております。でも、そこは乗り越えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ですので、やり方はもう活性化しているところがあるものですから、何回も言うようにやる気です。やる気のためのきっかけづくりは行政で、国からお墨つきをもらって今お金を投入して、2,100万円ですからね。町単独事業でなんかできないやつ、投入してやっておりますし、今回も3,380万円。ほとんど国のお金で商店街にやっているものですから、ここが最後かなというふうに思っております。ですので、町は動機づけ、きっかけづくりをやります。それから、相談とか融資とかそういうインキュベーターの機能は持ちます。でも、実際に踊るのはあくまでも商店主であり商工会であるということでございます。もし役場が主導的にやれと言うのであれば、やります。ただ、そのときは文句を言わないでついてきてほしいということです。そこを商工会の理事でもあります桜場議員からぜひ商工会の皆さんを説得していただいて、とにかくだまされたつもりでやってみましょうというふうにぜひお願いしたい。

ただ、この間説明したときに、マルシェの話をしました。うまいものマルシェ、花マルシェ、そういう提案をしたら、じゃあ定期的に一応開催したらどうかという理事の提案がございました。これも目標を持って、月に1回でもいいし、四半期に1回でもいいから、定期的に柴田町の商店街でやる。これで成功している商店街も実はあります、名前はちょっと忘れちゃったけれども。そういう成功事例がありますので、最後のチャンスだと思って一緒にやっていきたい。もし先行してつくれというのであれば、相談しながらやりたいと思いますので、議員としてではなく商工会の一理事として桜場議員も参加して当然ということを確認させていただいて、ぜひつくらせていただきたいというふうに思います。行政に当面だまされたと思って従うという条件つきですから。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 行政主導で協議会を立ち上げてくれるというふうに受け取ってよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） そのときは、まず商工会で説得していただいて、今せっかく町で事業をしていますので、その事業展開の中で協力していただいて、その中から自分たちもやるということであれば、主導してつくることはお約束できるというふうに思いますので、まずきょうの議会の話をも商工会に持って行っていただいて、とにかく役場主導でも我々がついていくという合意をとっていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 町長の話はわかりました。合意がとれるかはちょっと返事できませんので、理事会のほうで提案をさせていただきます。

町長、私がこの協議会を立ち上げたいのは、例えばさくら商店街の特に銀座通りです。銀座通りは確かに店舗つき住宅とか空き地とかがあります。土地の利用がなかなか難しいという方がいます。でも、さっき言った例えば協議会のメンバーがあそこを考える場合は、まず食べ物がないです。学生が集まってこない。そういうメンバーであそこにどういう飲食店、食べ物屋があつたら人が来るだろうと。まずそこを考える。そこには当然地元の不動産屋も入っていますから、何とかすれば。そして、例えばどうしても売らないとかといった場合、そこのお店がちょっと繁盛して、それでなくてもお忙しい肉屋がありますので、夕方になると結構渋滞になるじゃないですか。もう1店舗ちょっとそれらしいお店ができた場合に、今空き地になっていて、高い固定資産税だけ払っていますよね。そこをうまく駐車場として借りる。その売り上げが上がる。そういう形で、そういったものから少しずつ取り組んでいくような、そういった協議会をまずできることから。だから、20年先の商店街というのはそういうことなんです。中長期的、それこそ簡単なことじゃないので、3年から5年ぐらい、若い連中を集めて真剣にまちづくり、当然船岡のまちだけじゃなくて、槻木の商店街もありますから、それも同時。でも、やっぱり6つは一緒にできませんので、どこか船岡1カ所、槻木1カ所、本当に10年、20年先の商店街を何とか、どんな形にしたらできるだろうと、そういったものを真剣に話し合う協議会みたいなものを僕は立ち上げたいと思っています。町長もそういう捉え方でよろしかったんですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 大いに柴田町、それから柴田町の商店街を憂いて、自分たちで汗を流す

若い人たち、そういうことを今望んでいるところがございますので、そういう雰囲気育てながら、ぜひ柴田町の桜場議員おっしゃる協議会ですか、そちらのほうをつくる方向で声がけをしてみたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 宮城の市町村の手腕点検で補助金を活用したとき、下には商業活性化に課題を残すと書かれていますから、町長、一緒に取り組んでいきましょうということで、1問目を終わらせていただきたいと思います。

大綱2問目の柴田町交通指導隊についてです。

ちょっと確認します。先ほど68歳以上が6人で、65歳以上何歳未満が9人という話でしたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 65歳以上68歳未満が9人でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） では、65歳以上の方は何名いますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 65歳以上の方は15人でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 課長、65歳以上が15人というのは間違いのない数字ですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） もう一度お話し申し上げます。

65歳から68歳未満は9人、68歳以上は6人、合わせて15人でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 65歳以上が15人とする、退職が70歳とする、町長の答弁ではいろんな形で隊員募集をするという話でしたけれども、やっぱり大変高齢化しています。実際、今現在35名の定員に対して26名ということだったんですけれども、過去5年間の隊員の推移というか隊員数というのは出ていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 平成27年度末で28人でございます。1年さかのぼりまして平成26年度末は30人、25年度末は31人、24年度末は32人、23年度末は31人となつてございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） そうすると、27年度末で28人という隊員数でした。当然隊員数が少ないと思うので、募集をこの段階でどのような形で、町長の答弁じゃなくてです、27年度末に28名になった隊員に対して、募集方法というのはどのような方法をとっていたんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） お知らせ版に掲載をしたり、行政区長の会議がございまずので、そのときをお願いを申し上げる。あとは指導隊の方々にお声がけをいただくということをやっておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 指導隊の隊長とかほかの隊員から聞いたら、やっぱりそれだけじゃちょっと隊員が集まらないということで、違った隊員募集の方法を考えなければいけない。例えばホームページとかお知らせ版も含めてなんですけれども、ほかの市町村を見ると、交通指導隊をやってこんない話があったよと、交通指導隊をやるとこんないこともありますよみたいな形のお知らせ版のつくり方とか、いろんな方法があると思います。でも、先ほど町長の答弁で、いろんな形でこれから募集をかけるということだったので、ちょっと安心はしました。やっぱり募集の方法です。従来の方法だけじゃなくて、ちょっと足を使って、募集方法をもうちょっと何か考えられないかと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 先ほど町長がご答弁申し上げました。ことし、今議員がおっしゃいますように人員が30人を切ったということで、私どもも大変危機感を持ってございます。実際会議におきましても、隊員の確保が重要課題だということのご指摘を受けております。それで、今年度になりましてから新たに交通指導隊員のいない地区、9つございました。そちらの地区を回りまして、一番地域のことに詳しい行政区長のお宅にお邪魔いたしまして、現状のお話をさせていただきました。ぜひともご推薦を願いたいということで、8月に回らせていただきまして、8月にお二人のご推薦をいただいたということでございました。実際、私どもの動きが遅かったということは反省しなければならないと考えております。9行政区が一巡いたしましたので、議会終了後はまた新たな地区のほうにお願いをしてまいりまして、ご推薦をいただき、隊員の確保には全力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 交通指導隊のいない9つの区の区長を回って推薦をもらう、全力を挙げるといったことだったので、それだけじゃ何か足りないような気がする。何かもっと全力を挙げ

て違った募集方法は考えていませんか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 今はまず行政区に一番詳しい方ということで、行政区長ということでお話を申し上げました。あとほかに、地域で活躍なさっている方もいらっしゃいますので、そちらのほうも確認をさせていただきながら、そちらのほうとお話もしたいと思いますが、どなたでもいいというものでもございません。指導隊になるには、やはりそれなりの人格がある方、または交通ルールが遵守できる方ということも必要でございますので、その辺は慎重に確認をしながら進めていかなければならないと思っております。また、ご推薦をいただいた後、隊長との面談もございますし、また入隊ということになりましたら3カ月の講習もございますので、そういったものも確認をしながら、この方ならどうだろうということは、選任と言うのはおこがましいですけれども、そういうことを確認させていただきながら進めてまいりたいという選択肢も持ってはございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 町で活躍している方ということで、具体的にはなかなか言えないんですか。（「はい」の声あり）じゃあ募集のほうは本気で取り組むということですね。実際若干26名で2人ふえて28名ということで、交通指導隊の場所は朝のあれが1カ所減りましたね。ということは、昔に比べるとその1カ所の場所がちょっとだけ安全に欠けたという状況ですね。そういった意味では、募集を本気になって、やっぱり定員の35名に近いような取り組みをちゃんとしていていただきたいと思います。

ところで、交通指導隊は70歳定年となっていますけれども、例えば町長がよく「65歳になると体力がないんだ」とかと言いますけれども、イベントによっては3時間ぐらいずっと立っている場合がある。そういった意味での例えばけがとか事故というのは柴田町におかれてはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 実際けがというのは現在は起きてはおりませんが、長時間、夏に交通指導に当たって熱中症になったという事例も去年はございました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 隣接市町村によっては、けがをして公務災害補償を受けたみたいな話も聞いたことがあるんですけれども、課長その辺はご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 恐れ入ります、把握しておりませんでした。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○2番（桜場政行君） 最近、退職の年齢が延びてきています。役場でも再任用があります。交通指導隊は、見ていると割と主婦もしくは自営業の方が多いと思います。今までだと、どうしても60歳で退職してから消防団に入ろうかとか、もし機会があったら交通指導隊もできるんだつらと、そういう方も中にはいたのかなど。実際、60歳で退職をしてから交通指導隊に入隊された方というのはおられますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 人数は把握しておりませんが、いらっしゃいます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今回、定年70歳を特例として認められないかという通告を出したのは、徐々に退職が遅くなっていく。例えば64歳で退職をする、それからちょっと指導隊に入ろうかと。そうすると6年間しかできません。隊員の制服は10万円前後ぐらいかかるという話でしたけれども、正しいでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 価格については把握しておりませんでした。申しわけございません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） そういう方も中にはいると思うので、こういう提案をさせてもらいました。平成21年に条例になったばかりなんですけれども、そういった環境を考えてしまうと条例改正をしてでも、防犯実動隊と消防団と交通指導隊が一緒の退職年齢になっていますけれども、中には交通指導隊で70歳になっても若くて、もうちょっとやりたいという隊員がいると思うんです。そういうことも含めて、やっぱり条例改正も含めて、今後少し考えてもらうことはできないかと。条例改正というか、町長の特例によるみたいな、そういう形のやつは考えられませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 平成21年、交通指導隊のあり方ということで条例改正をさせていただいたという経緯がございました。そのとき、条例改正の中でお話を申し上げさせていただきましてのは、初めて定年70歳というものを新設したという経緯がございました。な

ぜ設けたかでございますけれども、交通指導隊の方の安全を確保するというところで、議会でお話をさせていただきまして、ご承認をいただいたという経緯もございました。実際、桜場議員おっしゃいますように80歳でエベレストに登る方もいらっしゃいますので、元気な方はたくさんいらっしゃるでしょう。また、一身上の都合や体力低下で60代でおやめになられる方もいらっしゃるという、個人的な体力・気力というものは差異があるということは私も考えてはおります。同時に、私どもがいろいろ確認させていただきましたところ、ほかの県で70歳を過ぎた指導隊員の方が従事しているときに交通事故に巻き込まれて死亡したというような事例もございますし、また免許証の更新のときも70歳になりますと道路交通法によって高齢者講習というものも法律で設定をしているということもございます。そういったものも加味しながら、隊員の安全の確保ができてこそ歩行者の安全な誘導に結びつくものであるという考えもございます。そういったことも含めながら、また実際、年齢が70歳に近いような隊員の方々がどのように考えていらっしゃるのかということもお伺いをしながら、総合的に判断して、70歳過ぎた後の例外というものを皆さんどのようにお考えになられるかということもお伺いしたいと思います。ある隊員の方は、70歳という目標があったから何とかかんとか頑張ってきてきたんだというお話も複数伺っておりますので、さらにご自分が希望されればということではあると思っておりますけれども、その辺は慎重に、安全確保を優先しながら取り組んでまいらなければならないことと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○2番（桜場政行君） 一番問題なのは、募集方法だったと思うんです。決まり切った募集方法じゃなくて、一生懸命本気で募集をかけるというご答弁をいただきました。隊員が本当に適正な定員で、9カ所をまた10カ所に戻せるくらいの状況で、本当に子供たちなどの交通安全のために人員確保をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤克明君） これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。

大綱2問、質問いたします。

1、母と子どもを守る産前産後ケア（我が町のネウボラ）について。

子育て世代包括支援センターは、2015年度末時点で138市区町村が設置し、16年度は251市区町村まで拡大する予算を確保し準備が進んでいます。国では、おおむね20年度末までに全国展開し、あわせて地域の実情に応じた産前・産後のサポートや産後ケアの事業も推進しようとしています。また、国では、5月27日の参議院本会議で、児童相談所の体制整備を柱とした改正児童福祉法などが全会一致で可決成立しました。この中で、母子保健法では「市町村は妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターを設置するよう努める」と、日本版ネウボラを法的にも位置づけました。

ネウボラは、北欧のフィンランドで1920年代に始まった子育て支援拠点で、フィンランド語で「助言の場」という意味で、日本版では子育て支援策をワンストップで対応するという事です。核家族化の進行で不安を抱えがちな子育て世代に対し、保健師やソーシャルワーカーなどが妊娠中から出産、産後までを継続して支援する安心の体制をつくり出すことを目指しています。

日本の子育て支援の仕組みでは、妊娠時に渡される母子健康手帳は役場、妊娠中の健診や両親学級は医療機関や保健所、出産後の支援は保健所や子育て施設と、毎回違う場所に足を運ぶ必要があります。また、乳児の状況を自治体が把握するには時間がかかり、虐待のリスクも高まり悲惨な事件も起こっています。虐待死に占めるゼロ歳児の割合は約44%（厚生労働省の2013年度調査）と高く、出産直後に母と子を支援へつなげることが欠かせないことをあらわしています。同センターが児童相談所などと連携して状況を把握することで、虐待予防の拠点となることも期待されています。

東京都中野区では、妊婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また子育てができるように、妊娠・出産・子育てトータルケア事業を始めました。特徴的なのは、まず「かんがるープラン」を作成することです。区内在住の全ての妊婦を対象に、専門相談員が面談し、要望に応じて一人一人に適したサービスの情報を提供し、支援について一緒に考え、プランを作成することから始まります。プランを作成した方には、妊娠・子育て応援ギフト券1万円相当を区から贈呈されます。また、「なかの子育て応援メール」は、出産予定日やお子さんの誕

生日を登録すると、妊娠週数やお子さんの月齢に応じて、赤ちゃんの様子や子育てアドバイス等の情報配信を受けられるようになっていきます。また、産後期ではショートステイ、デイケア、ケア専門家派遣などのサポートも用意されています。

時代とともに、家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組みが極めて大切になってきました。その意味からも、子育て世代包括支援センターを核とした産前産後ケアは極めて重要です。また、ふえ続ける児童虐待対策においても、一人一人の状況を把握し、寄り添う日本版ネウボラには、大きな役割が期待されています。

そこで質問します。

- 1) 我が町における子育て世代包括支援センターの設置に向けた対応は。
- 2) 我が町における妊娠期から産後期、そして育児期と切れ目のない支援体制は。
- 3) 特に産後ケア、産後サポートについて、一人一人に寄り添う体制は。
- 4) 児童福祉法の改正により、さらに安心して子育てできる体制は。

2、子ども医療費助成制度の拡充を。

子供がけがをしたり病気になったときに、お金の心配なく病院にかかることができる子ども医療費助成制度の年齢の引き上げなどの拡充を求める制度が各地で進められています。

平成25年10月から柴田町でも中学3年生まで子供の医療費が無料となり、子育て中のお母さんから大変喜ばれているという声があります。

宮城県の子ども医療費助成制度は、平成29年度から3歳未満までが6歳未満までに拡充されます。隣の大河原町では、平成28年度より18歳まで子ども医療費が無料となり、所得制限もありません。柴田町でも、子育て支援策の目玉政策として実施してはどうか伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。随時お答えいたします。

1点目、我が町のネウボラということでございます。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっており、妊娠期から育児期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっています。

このため、国は児童福祉法の一部を改正し、それに伴い母子保健法が一部改正され、妊娠期から育児期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを、おおむね平成32

年度末まで市町村に設置するよう努めることと、センター設置を法定化しました。

平成27年度6月会議の有賀議員の質問にも答弁いたしましたが、現在、町の妊娠期から育児期までの支援は、保健センターと子育て支援センターが連携し、一人一人に丁寧に切れ目なく支援を行っております。特に支障が出ているとは思っておりません。

今後、子育て世代包括支援センターにつきましては、法定化されたことから、他市町の状況なども参考にしながら、関係機関で協議し、設置に向けて準備をしております。

2点目、町では母子健康手帳の交付時に全ての妊婦に、保健師等が面談を実施し、妊婦の不安等の聞き取りを行い、必要な方には地区担当保健師が保健指導や家庭訪問を実施し、切れ目のない支援をしております。産後も同じ保健師が産婦新生児訪問に伺い、その後の乳幼児健診でも同様にサポートを行っており、妊産婦との意思疎通はスムーズになっています。

また、母子健康手帳交付の際に、「しばた子育て支援ガイドブック」の配付を行い、子育て支援センターやサービスの活用についての情報を提供しております。さらに、妊婦学級のコースの一つとして、出産前から子育てのイメージを描いてもらうために、子育て支援センターの利用体験を行っております。今後も関係機関との連携をさらに進めてまいります。

3点目、町では保健師が産後ケア、産後サポートを行うため、全戸訪問を実施しております。訪問時に産後うつ質問票を用いて、産婦の心の状態や家族の支援状況、育児をして不安なことなどを把握し、丁寧に話を伺いながら、悩みの解決に向けて一緒に寄り添い、支援をしております。また、母子支援連絡票を活用して産科医療機関と連携し、支援を必要としている方に退院後早期に訪問する体制をとっております。

産後、育児や家事の介助をしてくれる人がいない方に対し、町では育児ヘルプサービス等の利用についてさらに周知を行い、安心して子育てしていくことができるよう支援しております。

4点目、児童福祉法の改正の趣旨は、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずること」となっています。

町においても、子育てへの不安な気持ちを抱え込んだまま、母親と子供が孤立してしまうことがないように、関係機関と連携を図りながら、支援の手を広げるとともに、子育て世代包括支援センター設置など、さらに安心して子育てができる体制づくりに努めてまいります。

大綱2点目、子ども医療費の拡大でございますが、これは広沢真議員の一般質問にもお答え

したとおり、私としても長年知事に対し、強く拡充を要望してきた経緯がありますので、知事が拡充を決断した以上、私も拡充を実施しないわけにはいきませんので、中学校までの通院費及び入院費の所得制限を平成29年4月から撤廃をしております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 1点目のネウボラについて、昨年6月会議でも一般質問させていただきました。その際には、関係機関が連携し、支援しているという答弁もいただきました。あと、先ほど町長からの答弁では、今回は設置に向けて準備していくということですが、センターを設置すると考えてよいのでしょうか。また、センターは1カ所と考えているのでしょうか。お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 妊娠期から育児期までの親にかかわっている保健センター及び子育て支援センターなどの関係機関で、設置に向けて検討するという事です。今回、児童福祉法の一部改正の概要が4点ほどございまして、児童福祉法の理念等もあるんですが、児童虐待の発生予防ということで、その改正に伴って母子保健法の一部が改正されました。今まで母子保健法の中には虐待予防ということが明文化されてはおりませんでした。そちらも母子保健の分野で担うということで、子育て世代包括支援センターの設置に努めるというふうに盛り込まれました。

今回、子育て世代包括支援センターの事業内容ですが、大きく4点ほど出されておまして、妊産婦及び乳幼児の実情を把握すること、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じて必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、あとは妊産婦を対象とした個別プラン、支援プランを策定すること、保健医療や福祉、子育ての関係機関との定期的な連絡調整を行うこと、それに加えて地域の実情に合わせて母子保健事業、子育て支援事業を行う体制づくりを行うというふうになっております。

柴田町では、町長が答弁で申しあげましたとおり、事業のほとんどは保健センターと子育て支援センターで既に実施している内容になっております。ただ、一部改善が必要と思われることがございまして、必要な方にお渡しする支援プラン、今までは保健指導の場面では口頭でお話をして、親御さん自身が気にとめて書いていくということが中心だったんですが、そちらを、こちらで指導した内容はこれこれですと、それを妊婦さん、あと家庭に帰っても家族が見られるようなものにつくっていかなければならないというふうに思っております。

それと、もう一つは定期的な連絡体制。今はケース・バイ・ケースで、気になる方がいたら支援をすぐ行うというのは非常にタイムリーには行っているんですが、こういった相談で子育てで悩んでいるようだというふうな定期的な連絡会というふうなスタイルにはしておりませんので、そちらは必要かと思っております。

国では、センターの設置は一つの場所で行うのと複数の場所で行うという両方の想定を考慮しておりましたので、今柴田町では母子保健を中心とした母子保健型というふうには保健センターの部門では考えられるんですが、子育て支援の情報提供を中心とする基本型というものと、あと特定型というものと、いろいろございます。関係機関で検討しまして、柴田町でどのような事業展開をしていくかによって、1カ所ですか、何カ所かかというふうには決まっていってしまうので、町の実情に合った仕組みづくりというふうに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 県内では、平成27年度からネウボラの事業に取り組んでいる市町村があると前回伺っておりました。その事業内容はどのような内容か、情報としてはつかんでいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 昨年度、県に確認しましたところ、4カ町村で実施の予定、昨年的一般質問のときにもお答えしたんですが、岩沼市、名取市、石巻市、女川町ということでした。ただ、女川町は申請はしたものの事業は実施していないということで、平成27年度については岩沼市、名取市、石巻市の3市で実施したと聞いております。こちらの3カ所はいずれも保健センター中心で、母子保健型を実施しております。名取市と石巻市は子育て支援側ともタイアップして、母子保健型に加えて基本の相談事業も行ったと伺いました。内容は、主に相談事業と利用者支援専門員の方の、コーディネーターと言われる方なんですが、その連絡会議などというふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 県内で平成28年度にこの事業に取り組んだ市町村はあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 平成28年度に関しては、仙台市が母子保健型と基本型をタイアップして開始しているということです。あと、まだ開始はしていないんですが、気仙沼市も母

子保健型と基本型を一体的に実施する予定と伺っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 柴田町でネウボラを実施する際には、先ほど書きました東京都中野区の妊娠・出産・子育てトータルケア事業の専門相談にある「かんがるープラン」、この作成などは考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 中野区は、出産後安心して子育てができるように専門の相談員が面談をして、妊婦さんへの支援プランを作成しているということなのですが、こちらのほうは業者への委託で事業が行われているということでした。中野区では、確認させていただいたんですが、母子健康手帳交付は区の職員の方が対応ということで、赤ちゃんが生まれる前、出産するまでに一度は保健師等の技術職との面談をしてほしいというふうなことから、文書や電話等で面談を呼びかけていて、中野区の現状では産むまで技術職の方と一度も話をしないで、無料券や母子手帳はいただいたけれども病院としかつながっていなかったという、役所とはつながっていなかったということがありまして、それを何とか一度は本人たちの希望を聞いてというふうなので事業を実施したと伺いました。この面談に応じている方は、全体の五、六割、約半数ちょっとということでした。

柴田町は、一度は保健師とというよりは母子手帳交付時の面接を保健師が行っておりますので、相談体制としては整っているかなと思っております。ただ、口頭でお話することが多いということで、個別支援のプランのところを改善して対応すれば非常にいいかと思っております。

あとは、子育て世代包括支援センター事業についての検討の際に、「かんがるープラン」をネットでも見れたのでちょっと拝見したんですけれども、妊婦さん以外の家族が見て非常にわかりやすいとか、あと一度聞いてもすぐ忘れてしまうこともあるので、何か月後かに見たときに自分で確認できるものになっておりましたので、そちらも作成するのに参考にしていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 柴田町では、母子健康手帳交付の際には保健師の面接を妊婦さん全員に行っておりますが、今後も続けていくのでしょうか。

また、10代や未入籍の妊婦さんというのも聞いていますけれども、その後ふえてきているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 保健師が面接を続けるかなんですけども、臨時職員が欲しくてもどなたもいらっしゃらないという町村の現状なので、保健師が今後も継続してずっと行ってまいりたいと考えております。

あと、10代の未入籍の方ということなんですが、毎年290人から300人に母子手帳交付を行っているんですけども、10代の方は4人から8人ぐらいです。平成27年度ですと4人、26年度で6人の方が10代の妊婦さんです。

あと、未入籍の方は約1割を超えていまして、27年度ですと290人の母子手帳交付だったんですが、そのうち未入籍が36人です。ただ、生まれるまでに結婚される方も多数いらっしゃいますので、母子手帳交付のときはまだ入籍されていないという数になっております。未入籍の方の数は年々ふえて……、平成24年度が今手元にあるんですけども、その時点では大体25人ぐらいでしたので、徐々にふえつつあるかなというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 継続して支援の必要な妊婦さんはどのくらいいるのでしょうか。平成27年度の実績や内容がわかればお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 継続支援ですけども、実人数でお話ししますと10人の方が継続支援の必要な方でした。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） 内容はどのような。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 申しわけありませんでした。実人数は妊婦さん10人なんですけれども、内容は10代の妊婦さん、あとは未入籍の妊婦さんということで、入籍の予定がない方も初めからいらっしゃいますのでそういった方。あとは1人目に産後うつだった方とか、子育ての不安、お母さんの体調面というふうなことが主なものになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 母子支援連絡票を活用して、産婦人科医療機関と連携しているということでしたが、実績があればお願いします。また、医療機関以外との連携があれば、こちらのほうも教えてください。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 母子支援連絡票なんですけど、27年度に医療機関と連絡票を利用した実績は33件でした。

あと、医療機関以外には、転入・転出、入籍をして他市町に行かれる方、あとは反対に柴田町に来る方、母子手帳をもらった後こちらに来る方もいらっしゃいますので、市町村間の連絡というふうなものがあるんですけども、27年度は転入・転出に伴う市町村の連絡が26件ありました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 先月、秋田県の男鹿市で「おがっこネウボラ」をやるということで、視察に行ってきました。そのとき、こちらは高齢化が全体で41.3%、進む一方で、秋田市に近い方面のほうは子育て世代が多いということで、こちらの高齢化率が25.8%。そして人口が2万9,435人いる中で出生数が106人、出生率が1.12。平成23年度以降は年々減少していたんですけども、平成20年度から「おがっこネウボラ」を始めたということで、27年度は前年に比べて3人だけでも増になったということをお話しされておりました。ここは市内にそんなに産婦人科の病院がなくて、ほかで出産することなんですけれども、母子保健コーディネーターとして3人が1つのペアとなって地区に訪問するというので、母子保健コーディネーターと助産師が1名と担当の保健師と臨床心理士、この3人がペアを組んで地区に行って一人一人のお話を聞くというふうにしたら、お母さんたちが「こういうふうに来ていただいて、いろんな相談もできて、すごく安心する」と言っているというお話を聞いてきたんですけども、その点はいかがでしょうか、柴田町としては。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、有賀議員からお聞きして、技術職がチームになって対応するということがあったんですけども、柴田町はネウボラを実施するに当たってこういったことができるかどうか、まず確認させていただければというふうに思いました。

それと、町では保育士、保健師等も職員ですので、連携はいつでもとりやすいと考えておりますので、誰か一人窓口的に聞けば、それを課に戻って広げていくというふうなことができますので、その仕組みを考えていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） あと、男鹿市ではこのほかに、妊娠をして市に母子手帳をいただきに来るときに、母子手帳と一緒に父子手帳というのも配付しているというお話も聞いたんです。中身は多分いろいろ違うとは思いますが、お父さんは父子手帳を読んで責任感があると

ということで、お母さんへのいたわりとか思いやりとか、すごく父子手帳はよかったというお話も聞いたので、ぜひ柴田町でも取り入れていってほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 父子手帳ということなのですが、多分育児に参加したいお父さんの要望と、育児参加をしてほしいというふうな家族の思いも含めて、両方の面から生まれたのが父子手帳となっております。母子手帳と違って、市町村で発行の義務はありませんが、最近発行する自治体が非常にふえております。仙台市でも「伊達なパパ本」とか、非常にネーミングがすてきなのが出されているんですけども、内容は自治体によってさまざまで、育児の基礎知識や子育て支援情報だったり、あとは奥さんとのつき合い方とか、そういったことが書いてあるものとなっております。今、核家族化で男性の方も育児に参加しなければ子育ては家族の中で抱え切れないという現状も出てきておりますので、ちょうどタイムリーな時期なのかなというふうに、今お聞きして思ったところです。ただ、父子手帳は発行しているものもあるんですが、予算も伴うことなので、関係課と協議をさせていただいて、実施については検討をさせていただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 仙南では父子手帳を発行しているところはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 仙南では、2市7町のうち4市町が父子手帳を出しております。角田市、蔵王町、丸森町、村田町の4カ所となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今は結構昔と違ってお父さんも育児のお手伝いをしているということで、どういうふうにしたら妊婦さんの困っていることとか、読むとすごく勉強になると思うので、ぜひ柴田町でも取り入れていただきたいと思います。

あと、平成28年5月18日、柴田町の議会議員研修会が開催されました。たんぼぼ幼稚園園長の伊藤先生に「子どもは地域の宝」という題名で講演していただきました。すごくわかりやすく、具体的に詳しくお話しいただいて、大変勉強になりました。ちょうど読売新聞で、たんぼぼ幼稚園の園長先生が、ネウボラをPRするのはインターネットとかそういうあれで、口頭でのPRというのは余りしないので、参加するのは1割前後ぐらいしかいかないというお話もされておりました。そして、日本は「困ったら来てください」という感じで、そういうあれ

ではなくて、一步進んでどんどん行政のそういういろんなのに参加するということが一番大事だということで、まずこのネウボラを参考に母子の健診サービスをどんどん日本もこのとおりにやっていくというお話をされておりました。

その中で子育てのアンケート調査の資料もいただいて、「子育てについて気軽に相談できる人はどのような人ですか」という質問では、「祖父母・親族」が67.4%、そして「保育所・幼稚園の先生」が1.8%でした。ということは、まだまだもっと啓発していくことが大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 身近な相談窓口としての啓発は本当に重要だと思っておりますので、何か困ったら相談ではなくて、こちらから妊娠途中でも、お子さんの途中の経過でも、いかがですかという電話連絡等もあつたらいいのかというふうに今思っていたところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○12番（有賀光子君） やはり一番そのパイプ役となるのが今回のネウボラだと思いますので、柴田町も取り入れるように進んでいくということですので、しっかり取り入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子ども医療費助成制度の拡充ということで、広沢議員からも質問があつて、今回柴田町でも所得制限の撤廃を平成29年4月より開始するという答弁でした。私も住民の方たちから、前から所得制限をなしにしてもらいたいという要望はたくさん聞いていたので、大変喜ばしいことだと思います。

柴田町では、現在中学3年生まで、それを高校3年生まで拡大という広沢議員からも質問があつたときに、町長が県のほうでもっと広げたらいいということで、今回は6歳未満まで拡大するということでしたが、今回中学3年生まで、もし県で医療費助成制度を拡充したら、柴田町では18歳まで拡充すると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） セケ宿町のように子供が少ないとなれば、18歳までただということも簡単に言えるんですが、何せ柴田町は2市7町で一番人口の多い町でございますので、その分子供が多いということで、高校生まで所得制限を外しますと一般財源で4,000万円と。これは大変重いと。今回中学生まで所得制限を外したことによりまして、来年度から固定経費が1,000万円またふえるわけです。プラスということだと毎年5,000万円一般財源が使えないということになりますと、実はほかの公共事業に大きな影響を及ぼすということです。必ず公共事業は

2割5分は現金を用意しないと建てられない仕組みになっておりますので、県が今のところ就学前までなので、これが小学校まで拡大するという場面が出てくれば、そのときに考えざるを得ないのかというふうに思っております。まずは我々の責任である義務教育までは今回全て制限を外して、子供を分け隔てなく医療費を無料にしましたので、当面はその事情も話をしていたかかないと、「何だ、隣の町がやっているのに柴田町は」と必ず不満が出ると思います。それは子供の数が違い過ぎるので、一般財源が4,000万円も違うと、そこは大変なことなんだということもその方にお話をしていただけると、お互いに信頼関係が保てるのかなど。やらないわけではなくて、県もまだ小学校入学前までなので、これは小学校まで全部ということになれば、また一般財源が確保できますので、それまでお待ちいただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○12番（有賀光子君） わかりました。やっぱり乳幼児医療費はお母さんたちが大変助かるということで、これが高校生までになるとたくさんの方が喜ばれると思いますので、私もできるように頑張ってみます。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

次に、13番水戸義裕君、質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

大綱2点お尋ねいたします。

町の治水対策をどうする。

水は人間にとって不可欠な資源であると同時に、水害や土砂災害などの危険ももたらします。水の持つ危険性を制御しようとする試みが治水ですが、幾ら治水対策をしても完全に水災害を防ぐことは不可能であると言われております。

本町では、これまでも水害に対しさまざまな対策を講じてきました。排水機場の設置、排水ポンプの能力拡大、水路の整備や分水工事、現在工事中の大河原町との2町による鷺沼排水区工事等々。しかし、集中豪雨のたびに必ずと言っていいほど浸水・冠水の被害に遭う地区、地域があることは、治水の難しさであると改めて思い知らされます。

洪水ということでも、外水氾濫と内水氾濫の2つがあるということです。

内水氾濫が起きる原因としては、短時間で強い雨により、雨水が吐け切れないまま地上に残り、それが低い所に流れる結果、氾濫し洪水となります。

そこで伺います。

1) 本町での洪水は地区によってその原因は当然違うと思いますが、どのように分析されているのでしょうか。

2) 三名生排水堀を例にすると、堀に流れる水が堀の中でおさまり切らず、やがてあふれ、周辺が洪水となり、被害をもたらすと思います。その解決策としては、堤防のかさ上げが有効ではと思われます。三名生堀改修調査が今年度の予算で計上されていますが、どのような内容かお聞きします。

3) 都市化により舗装されることで、雨水が地下にしみ込まず、地上を流れるようになる洪水が多いようです。最近では透水性舗装というのが使われていると聞きますが、本町の舗装の状況はどうでしょうか。

大綱2点目、**道路上の社会インフラの地中化について。**

電柱の重要性は非常によく理解している一方で、道路上の電柱は危険で、時には邪魔だと感じることがあります。道路上の電柱の地中化を船岡の銀座通り、駅から役場までの区間について実施できないでしょうか。

子供から高齢者までが安心して歩けるまちづくりを強く要望し、町の考え方を伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員から大綱2点ございました。

1点目、治水対策、3点ほどございます。

1点目、柴田町は一級河川阿武隈川と白石川が合流する町となっているため、集中豪雨や台風により両河川の水位が上昇すると、内水の排水が難しくなり、船岡大住地区、船岡西地区、下名生地区、槻木上町・下町地区などにおいて冠水被害が発生するケースが多くなっています。

さらに、近年の気候変動により、各地で時間当たり100ミリの豪雨が多発し、今まで被害がなかった地区においても冠水被害が発生するようになってきました。その主な原因といたしまして、1つに、近年、阿武隈川・白石川両河川の水位の上昇が早いため、そこに流れ込む中小河川の排水能力が低下すること。2つに、宅地化が急に進んだことにより、保水力や遊水力が低下し、排水路への流量の増加や到達時間が早くなったこと。3つに、局地的な地盤沈下により自然流下できないため、雨水が滞水すること。4つに、平地部では排水路の勾配確保が困難なことなどがあると考えております。

2点目、三名生堀の改修調査でございますが、三名生堀改修調査検討委託の内容ですが、昨年9月9日から11日にかけての台風18号及び豪雨による三名生排水路の越水や内水により、下

名生字剣水地区などで浸水被害が発生いたしました。今回、越水や内水の被害軽減を図るため、三名生排水路の堤防や周辺宅地の高さ及び流れ込む水路の位置や高さをはかり、堤防のかさ上げや内水排除の常設ポンプ設置の検討など、軽減策を見出すための委託を行うものです。なお、平成28年度の事業で、水位観測のための水位計を三名生排水路に設置したいと考えております。

3点目、透水性舗装の件でございますが、透水性舗装は、雨水を地下に浸透させることを目的としているもので、舗装表面で受けた雨水がそのまま路盤や路床などを通り、地下に浸透させるものです。一般的には歩道部や駐車場に採用されているもので、全国的にも車道に透水性舗装を施工したケースは少ないと思われま

す。本町では、透水性舗装を採用している場所はありません。しかし、本町では透水性舗装と類似した空隙の多い舗装材料を使用した排水性舗装を船岡の銀座通りや新栄通線、槻木の稲荷山用水路沿いで実施しています。この排水性舗装は、雨水を路面に滞水させることなく、排水施設に排水するものでございます。また、本町で一般的に行っている舗装は、道路表面で雨水を受けるタイプである表面の滑らかなアスファルト合材を採用しております。

大綱2点目、社会インフラの地中化でございます。

船岡の銀座通り、駅から役場までの区間は、下水道管や水道管、光ケーブル等が埋設してあるなど、地中化するには障害となる施設が整備されております。また、地中化に向けた費用は全て道路管理者の負担となり、道路掘削や管路の購入、管路の設置や道路の舗装など、負担は膨大なものとなるのは必然でございます。そのため、本町では電柱の地中化は困難なものと考えております。

なお、全国的には地中化などによる無電柱化率は1%程度と非常に低い状況となっております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） さっき、水位計の設置ということで答弁をいただきました。去年の9月の大雨のときも、我が家にも電話がかかってきて、帰ってきたらまた電話がかかってきて、さっぱり水面が動かないからくんでないんじゃないかという電話がありましたけれども、そんな中でも当然水位計はなくて、目の前の水の量だけでいろいろ判断しているということがあったんですが、水位計設置という答弁だったんですが、まずありがとうございますとともに、場所としてはどのあたりを考えているのか、そこまで具体的にしていればお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 平成28年度の事業で水位計についてはお認めをいただいていた分なんですが、三名生排水路につきましては12B区の集会所の北側、30メートルくらい行ったところに土地改良区管理の橋梁がございますので、その位置というふうに考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ということは、9号線と12号線のぶつかるところということになりますか、町道の。やはり具体的に水位がわかるということでは、非常に地域としても皆さんも喜ぶんじゃないかと思います。

ご存じのとおり、あそこは排水堀と上名生、中名生という用水堀が、剣水の地点のところと9号線と12号線が合流するところから白石川の排水まで一緒になっていくということで、水量が非常に多くなる場所なんです。かさ上げが有効だと思われそうですがということではお聞きしているんですが、具体的にかさ上げということでは、今答弁があった12B区の集会所があるあたりは私が思っているところのほうにはガードレールがありまして、ちょっとここにはかさ上げといっても難しいのかと。そして、かさ上げということで例えばの話、土を盛ると天端が狭くなるんです。天端というか、一番上の平らなところが、例えば30センチメートル上がればその分のり面も多くなって、今度上が狭くなるということで、私がいろいろ見た中でL型溝というやつです。商品名なんでしょうけれども、L型溝ということでそのL型の下の部分を土の中に埋めて、上の部分を壁みたいにしてその水を防ぐというふうなことになるということのをちょっと見まして、もしやるのであればその集会所の下の橋のところから国道349号線のところまでだと、あそこの上は何もないということで可能なかというふうには見てはいたけれども、L型溝を入れるか、単純に土砂でかさ上げするかということになると、実質工事する立場から言うとどうなんでしょう。可能かどうかという形でいくと。その辺をお聞きします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 堤防敷については、土地改良区の三名生堀の水路を回って、その脇に、集会所側から349号線を見ると右側は町道になりまして、左側が集会所よりちょっと上が堤防敷、そして住宅地というふうになるんですが、実は土地改良区で管理している堤防幅も管理幅も実際は必要ですということは言われていまして、今2メートルくらいございます。ですからL型を立ち上げて、例えば土のうとかでもいいんですが立ち上げて盛った場合、高さが上がれば上がるほど当然狭くなるということなので、その辺もL型を入れる場合などは注意しなければならぬ部分であろうと。ただ、一定の安定勾配で高さを上げるのはいいんですけども、逆に今度、宅地側、1割なら1割、1割5分なら1割5分の安定勾配で盛らなければいけないので、もしかすると若干民地に入って影響が出てしまうのかというようなところも懸念されるので、今回の委託ではその辺も含めてしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それで、私は近くにあるので三名生堀を例としてということなんですが、町内で同じように例えばの話、かさ上げしたら水害が防げるといったような堀、消火栓といますか、そういうところは可能性としてどうなんでしょう、あるんでしょうか、ほかに。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 8月の台風は今回3回、7号、9号、10号が参りましたけれども、10号の際、槻木の五間堀なんかは越水箇所も見受けられましたので、そういった部分については、かさ上げの必要があるんだろうというふうに認識をしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

あそこは排水堀ということで、8・5の豪雨のときに下名生の契約会が主体となって町に働きかけて、今の五間堀の排水機場と三名生の排水機場ができた。当時、今の剣水地区の前はもう自衛隊の船が船外機をつけて縦横無尽に走り回ったというくらい水が上がったところなんです。その排水機場というのは、要は付近に住宅があって人が住んでいるからということできたのではなくて、実はあれは湛水防除事業の一つだということ、湛水防除事業ということになると田畑を水害から守るのが目的ということになると思うんですが、町内で湛水防除事業で排水機場をつくったところは下名生にあるだけじゃなくてほかにもあるんですよね。その辺ちょっと確認の意味で。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町内には、今議員おっしゃった三名生排水機場、あと船岡五間堀の

排水機場、あとは四日市場の排水機場、3カ所になります。いずれも県営の湛水防除事業で建設しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

それから、また地元の話になりますと、去年、あの水害があったのはちょうど9月の議会のころだったと思うんですけども、私の家にも電話がかかってくる、帰っても電話が来るということで、当然現地に行って、「これ何でくまないんだ」という話になったんですけども、ここは湛水防除事業ということで、はっきり言って人が住んでいるからここに排水機場を設けたということではなくて、田畑を湛水から守るということだという話をしたんです。そうしたら、「ああ、そうなのか。人のためじゃないんだ」という話になったんですけども、当然排水作業が始まれば、水は全部つながっているということで、そこからくみ上げて外へ出すんだということで、納得したみたいな形だったんですけども、結局は水の上がらない時期になるとそのことも忘れてしまうというか、また水が上がったら途端に「何なんだ」というふうな話になるということがありますので、そういう意味では湛水防除事業による排水機場の運転だということを、12B区、剣塚、剣水の方に排水機場のPRを兼ねてというか、湛水防除事業でやっているのはこういうことだという説明会をやったら、その地区の人たちもそれはそれで、今はわからなくて「水が上がった、水が上がった。くまないのか」という話になってくるということであれば、湛水防除事業でこういうことですよという説明会をすれば納得してくれるんじゃないかというふうに思うんですが、この辺の説明会というのはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員おっしゃるとおり、湛水防除事業ということで農作物を守るという観点から設置された排水機場であるということは、設置した平成2年ぐらいから排水機場の事業が始まったわけなんですけど、その当時は当然地域の方に対してもそういったPRとか説明をしてきたと思いますが、確かに現実的にポンプ場があって、それが湛水防除という形で名称も書いてはあるんですけど、なかなかその意味合いも理解できないような、なかなか私も畑が違ったので理解しづらい部分もあったんですけど、そういったことも含めて、総務課の防災担当のほうとも協議しながら、あと地域のほうとも協議しながら、検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういう意味では、町は何もしないんだとは誰も言いませんけれども、

ただそういったことを説明していただければ、そういうことなのかというふうにわかっていたら、ただただ「くまないんだ、くみ上げしないんだ」というふうにならなくて済むのかと思います。

ちなみに、今回のことで私もちょっと調べてみたら、要は排水堀と下名生の水田、三名生排水機場で合わせると約211.8ヘクタールが受け付け面積というんですか、そういうことになっているということで、1ヘクタールだと100掛ける100というふうな感じで、これに仮に10センチメートルの水がたまるとすると、1ヘクタールに約1,000トンの水がたまると。1,000トンの水ということで、1トンが1,000リットルということになると、1,000トンの水ですから1,000リットルの1,000倍ということで、これが1ヘクタールで約10万リットルぐらいになるんですか。こういうふうなことでたまるということでは、大変な量なんだなと。私もこの前土地改良区のほうに行っているいろいろ勉強してきましたけれども、三名生排水機場の能力はエンジンをかけてくむより自然流下のほうがはるかに多いんです、実際は。自然流下でいくと、約12立方メートルぐらいは流れると。三名生排水機場の場合は、160馬力と110馬力のディーゼルエンジン2台あります。この2台で排水量として4.8立米ということになると、はるかに自然流下のほうが多いと。ただ、たまってくれば「くめ、くめ」ということになって、くんだほうが早いということになるんでしょうか。排水機場の構造も、排水口がかなり下のほうになるということでは、白石川のほうの水位が高くなれば水圧がかかって、今度排水がなかなか思ったとおりにできるかどうか、水の中を見たことがないですけども、多分行かないんだと思うんです。そういった意味から、たしか毎秒4.8立米ですから約4,800リットルは1秒間にくみ上げるということなんです。計算上ですけども。そういうふうな性能ということなんですが、なかなか1ヘクタール以上あって98ヘクタールもあるということだと、それは膨大な水の量になるということなので、これはなかなか難しいのかというふうに思いました。

水害対策ということでは、三名生排水堀のように排水機場があつてくむところは、まだそれはそれでまし。話だと白石川の水位が高くなければ自然流下とエンジンとで両方行けるけれども、白石川の水位が高くなれば自然流下は当然できないので、水門を閉めるとエンジンだけの排水になるということなんですが、例えばこういうことで排水ということになると、当然さっき述べました鷺沼排水区ということでは、あそこの排水も自然流下ですよ。そういうことで、どうなんでしょうか。今後調整池というのが非常に有効な策なんだろうというふうに思ったんですが、現在工事状況と今後でき上がったことによってどれだけの有効性が考えられているのかということがわかればお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 鷺沼排水区につきましては、現在工事中でございます。調整池につきましては、能力が2万7,000トン。大雨時のため切りという形で整備しております。その下のボックスカルバートにつきましては、JRの下で、毎秒約9.8トン流れる構造になっております。あと、調整池につきましては、大雨時ため切りを行いまして、基本的に晴天時にポンプでくみ上げるという形の設計でございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

話がちょっとあちこちになって申しわけないんですが、今、阿武隈川も白石川も結構中州ができていう状況だというふうに私見しているんですが、そうすると当然町内でもたしか何年前ですか、槻木の五間堀でしたか、しゅんせつしたと記憶しているんですが、しゅんせつできる堀とできない堀があると思うんです。例えば、五間堀にしても三名生堀にしても、護岸も川床もコンクリートになっているとしゅんせつができないと。そうすると、排水機場でくむ以外に住宅街に越水した分、そういうときは今3カ所か4カ所か田んぼからの排水堀に流れる小さい堀があると。それにはふたがついていて、一人で流れて一人でとまるという。内水がたまった場合は、やっぱり排水ポンプを稼働させるしかないということですね。確認の意味で。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 三名生堀の越水が確認されれば、ポンプでかき出しても結局越水しているわけですから、なかなか厳しい状態ではありますけれども、三名生排水路内におさまっている場合、まだ一定の余裕がある場合については、内水が仮にたまってきた場合については仮設ポンプでもってかき上げというのは可能だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 現実的には排水機場だけで済めばいいんですけども、それ以上になったときはそういった形で排水ポンプが稼働してほしいと思います。

排水については、その地区ごとにいわゆる治山治水ですか、江戸時代以前に言われている言葉ということで、何となく私らは今の時代で治山治水なんていう言葉がなくてももう片づいているんじゃないかというふうなイメージは持っていますが、これだけ最近のようにゲリラ豪雨というのが多くなってくると、やはり治山治水というのはまだまだなくならないんだなというふうに改めて考え直しているところです。

そういった意味では、都市化されてくることによって、地下にしみ込む雨水の量が減ってき

ていると。かなりの率でそれがなくなって、地下にしみ込む量が少なくなっているという
ことで、透水性ということではしみ込む水、ただ町では排水性ということですが、排水性の舗装
というのはどういうふうな内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 透水性については、字のごとく降った雨水を表面で受けるの
ではなくて碎石層、それからフィルター層、砂の層を通して、そのままに地下にしみ込むと。
排水性については、表層については透水性舗装にほぼ近いもので、粗いもの、空隙の多いもの
を舗装しまして、その下については実は遮断層でもって水を切ると。それで両側に受けるため
の排水施設を設けて、既存の側溝に排水してやると。ですから、表面上に水とかはたまること
なく、スムーズな通行が行えるということで、銀座通りですとか稲荷山の用水路沿い、あるい
は新栄通線なんかはそれでもってやっているということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そうすると、一旦地中というよりも表層の上に誘導して、それを排水路
に誘導すると。そこから排水するということになるんですね。そうすると、透水性で地下にし
み込むだけよりはもうちょっと水を吐けるという状況なんですね。

この排水性、透水性の舗装ということでは、確かに地下にしみ込むという利点と、逆に今度
すき間がある舗装化のために、例えば重量物、トラックとかが通るとすき間がつぶされてしま
って、水が通らなくなる欠点があるというふうな話で、今度それを補修しようと思うとこれま
たすき間をあけた舗装にしなければならないということで、その分経費も結構打ちかえがかな
り大変なんだというふうなことです。ただ活用方法としては公共施設の内外構、それから話
も出ました駐車場、それから歩道、都市公園とか学校構内とかということでは、この透水性の
舗装が可能なんだろうというふうに思うんですが、今現在は、先ほど答弁のとおり排水性だけ
ということなんですが、透水性ということで例えば学校構内とか、あとは今度つくるだろうと
思われる体育館の駐車場の部分をこの透水性にするとかといったことで、何かそういう計画的
なとか、もうちょっと研究してみようかという気はどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） なかなか難しいんですけども、重車両が入り込むといったと
ころについては、目が粗い分当然つぶされて、舗装自体が沈下するとか、あるいは目詰まりを
早く起こす原因になってしまうとか、なかなか難しい部分もあるのは事実でございます。歩道
に実施しているところなんかはあるようでございます。あるいは先ほど水戸議員言われたとお

り、駐車場なんかもそういったことで試している部分もあるんですが、試している部分というのは割と凍結深の薄いところといいますか、例えばこの辺ですと27センチメートルが凍結深、冬になると凍るであろうと想定される場所なので、それより南側では割とやられているというケースがあるようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。その舗装とかなんとかということになってくると、専門じゃないのでよくわからないので、できればやれるところをやっていって、なるべく地表を流れる水を少しでも少なくして、氾濫して洪水になるということを防げればと思います。

洪水になると、当然洪水ハザードマップというのを全国の自治体で出している。当然町のハザードマップも見ています。これがホームページから写したものですけれども、このハザードマップのつくり方といった意味でちょっとお聞きしたいと思います。私が調べた中で出てきたのは、調べただけで確認まではしなかったんですが、久留米市のハザードマップを見ると、地図の見方というのがあって、例えば避難所、それから避難方法というふうなことも記載してあるんですが、避難所については「浸水する区域に立地しているが、2階以上は避難所として機能する」とか、「浸水時に使用すべきでない避難所」、要するに地震のときの避難所だというのがその1枚の地図に書いてあって、一目瞭然なんです。本町の洪水ハザードマップにはそこまで……、これを見ると図面からは、ここは水が出たときは避難する場所じゃないよとか、2階は大丈夫だみたいなことは久留米市のハザードマップでは書いてあるんですが、本町の部分ではそれについてはどういうふうな状況で、要するに水害に有効な避難所と地震に有効な避難所というのは、このハザードマップを見るとわかることになっているんですねということでお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 防災マップというふうな1冊のマップになっていまして、その中で地震と水害ということで2つに分けております。ですから、避難所については地震のとき、水害のとき、両方兼務するところもありますし、水害だけというところもございます。別々のページで防災マップをつくっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ということは、この防災マップを見たときにすぐわかるんじゃなくて、例えば裏とか別なページに、ここは水害のときとか地震のときと書いてあるということですか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 水害マップにも小さくは載っているんですけども、避難所というところでこれとは別のページに搭載してありまして、そこに優先避難所とか、優先避難所の中でも地震、水害というふうなことでわかるように記載しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

私の住んでいる地域は、いわゆる高いところはない、平地だということです。当然私も年に何回か地区の人から聞かれるのは、阿武隈川の堤防の補修はどうなっているんだと。必ず年に何回か、何人かから聞かれます。それは当然町では国に対して働きかけをしているという話はあるんですが、なかなか現実、この何年間で1メートルもやっていないと、実績が全然ないという状況から、今回の台風は東北で初めての上陸ということで、実は私もまさか本当にそうなったときにはどうなるんだろうと思いました。阿武隈川の堤防が下名生付近で決壊したとすると、国土交通省のシミュレーションでいくと3メートルから4メートルの水位になると。そうすると、船岡生涯学習センターも当然もう避難所にはならないだろうと。昔から私も聞いたことがあるので、実際調べてみたんです。この役場のある位置と、下名生の集会所のある位置の高さということでは、下名生集会所は標高が10.4メートル、役場のあるこの二丁目3-45では15.8メートル。5.4メートルの差があると。こっちは5メートル高くて、下名生に行くに従って5メートル低くなる。水害が発生したらどうなるかというのは、普通の水害プラスその低い部分、船岡のまちの人から見ればです。

去年も下名生集会所の前が膝まで水が来たときに、たまたま用事があって役場に来たら、途中で船岡のまちの人に会って、「ゆうべの雨すごかったね」という程度なんですけれども、下名生ではもう膝まで水がたまっている状況。そして、標高が5メートル、約電柱1本分ぐらいの差がある中での避難ということになると、大変難しいかと。12B区とかに行けば、葬祭会館とか文化会館といった2階建てがあるところは、それはそれで避難できるわけなんですけれども、船岡生涯学習センターも2階はありますけれども、そういった意味ではそういうときの避難の発令というのが、けさの新聞に載っていましたが、岩手県で水害が出て、施設の方が亡くなされた。職員の方が、住民からの問い合わせで水が上がってきて危険な状態だというのが、通達するのがわからなくて、町長もわからなくて、私の責任だということで、けさの新聞に載っていましたが、そういう意味では、避難の準備から通達までの時間はとにかく早くないと危ないだろうと思うんです。その辺どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 避難判断基準というのがありまして、最初が避難準備、あと避難勧告、避難指示という形になるんですけども、避難準備につきましては、要介護者とか体の不自由な方が避難をする準備なり行動をするというふうな基準なんですけれども、雨の量とか、あと白石川の水位がどこまで来たら発令するとかというふうないろいろ基準はあるんですけども、この前の台風10号のときは初めての太平洋側からの上陸ということで、想像がつかなかったわけなんですけれども、実際お昼ころから雨が降り始めるということだったんですけども、10時に早目に避難準備情報を今回は発令したと。ですから、そのケース、ケースによりまますけれども、今は空振りになってもいいので早目に発令するようにと、国の方針はそうなっているようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 避難情報とかそういう面では、今、危機管理監が言われたように空振りでもいいんだというのは確かにそうだと思うんです。空振りだったから文句を言うよりも、それはそれでよかったと。空振りじゃなくて大変なことになってからでは、高齢者とかいわゆる弱者と言われる方になると当然逃げる時間もかかるということで、そういう意味では早く出すにこしたことはないんだろうと思いますので、やってほしいと思います。

それから、水位計をつけるということでは、例えば説明会を今後検討するのであれば、その水位計の使い方とか、どういうふうなときにどうなのかということも説明していただければと思います。

2点目に移ります。

無電柱化ということで、答弁では全額という話なんですけど、実際3,500万本の電柱が全国にあるらしいです。これは電柱が108平米に1本あるという計算になるんだそうなんですけれども、ただ電柱がなくなるとどうなるかという、「安全で快適な歩行空間の確保」「景観の向上」「都市防災力の向上」と。それから、さっき出ました商店街のにぎわいということになると、銀座通りの電柱がなくなってすっきりすれば、商店街もにぎやかになる一つになるのかなとさっき聞いていましたけれども、確かに経費がかなり桁違いになるということだったんですけど、調べたところによるとこの経費は国と自治体、電力会社など事業者が3分の1ずつ負担するケースが多いということなんですけど、この辺についてはさっきは全額ということだったんですけど、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 国土交通省等にも実は費用の関係で問い合わせをいたしました。

宮城県内でも仙台市、大崎市、近くですと岩沼市なんかもやっているんですが、その際はほとんど、例えば岩沼市ですと社会資本総合整備事業とかを使って1地区を、例えば駅前の再開発とかそういった地区でもって事業を起こすと。その際、補助率については社会資本整備総合交付金の交付率で一定の金額ということなので、大体50%程度は出ますと。ただ、一般的にはそういったパッケージ的な事業を起こさないと、費用的には全部道路管理者側の負担になるそうでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） なるほど。わかりました。

国の予算というのも2010年度で800億円程度で、そのときの道路全体の予算規模は4兆3,000億円。そのうちの800億円しか電柱の地中化には経費をとっていないということなので、日本は0.4%ぐらいの普及率だそうです。世界的には当然おくられているということになっているんですけども。ただ何年前ですか、今の東京都知事が自民党の部会で無電柱化をまとめ上げたということで、無電柱化推進法案が2016年中にも成立する見通しというふうなことも書いてありました。そして、小池百合子氏自身も東京都知事選に立候補したときにオリンピックに向けて電柱の地中化といったことを重要政策に挙げているということでもありますので、東京都には一緒に相乗りはできないので、それは無理な話なんですけど、そういった雰囲気です。やはり子供と老人が安心して通れる、車通行にも邪魔にならないといった意味では、無電柱化というのはかなり効果的だと思うんです。今答弁でありました岩沼市でも、館下一丁目というところが無電柱化になっているんです。それから、うちと姉妹都市になっています北上市も、たしか駅前通りが無電柱化ということで、初めて何年前かに北上市に行ったとき見て、電柱がないとはこういうことかというふうに非常に感動したのを覚えていますけど、そういった意味でははしり的にということで銀座通りと言いましたが、できることであればそういうことも考えてほしいというふうに思います。

いずれ排水に関しては、町内で依然あちこちで水が上がるということでは冠水対策はこれからもやっていかなければいけないということで、ひとつよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。

3問、質問させていただきます。

1 点目、**船岡工業団地内の油処理事業所の悪臭について。**

昨年、山形市の株式会社中央特殊興業から東北大江工業株式会社所有の土地購入を予定しているという会社説明会が4区集会所でありました。説明によりますと、中央特殊興業は油処理の業務で、処理後は町道側溝に放流予定だが、保健所に提出している排水検査では環境には心配なく、さらに臭気についても500メートル以内は問題ないとのことでした。その後、県・町に連絡しながら、営業を開始したようですが、オープンについては何の知らせもありませんでした。

7月に、そばにある工場からにおいがひどいので来て確認していただきたいと連絡があり出向きましたが、何か腐ったようなにおいがひどく、かぎ続けていると吐き気が出そうでした。町民環境課に現場確認と善処方法を依頼しましたが、どのような結果になったのか伺います。

2点目、これは広沢君、有賀君と同じような質問になりますけれども、私どもの未来塾でも負けないように勉強して、質疑をすることにしました。**子ども医療助成のさらなる拡充について。**

朝日新聞に掲載された記事を紹介します。

「母子家庭です。横浜市は中学で給食がなく、部活に異常なまでの費用がかかる。食べ盛りなのに、何でもお金がかかり過ぎて精神的にもつらい。宿題も出ないため塾に行かせたいが行けない。家の収入では塾に行くこともなかなか難しい」。神奈川県、30代女性です。

2人目、「我が家も母子家庭です。いつもガスや電気がとまりそうになったり、実際にとまり再開してもらうのにお金がなかったりなど、常に貧乏生活でした。子供の貧困といっても親の貧困生活をそのままかぶっているだけです」。福島県、50代女性。

3人目です。「息子が1歳のときに離婚。今は小学4年ですが、洋服は今まで靴下や下着に至るまで知り合いのお古で間に合わせ、ほとんど買ったことがありません。2着の服を毎日かわるがわる着ているので、友達から「毎日おんなじ服」と言われるそうです。習い事は経済的にきついことと、私が朝、昼、夜3つの仕事をかけ持ちし、送り迎えできないことで一つもさせていません」。

4人目。「貧困家庭で育ちました。父親が無職で経済的に不安定。家の食事は粗末で、いつもお腹をすかせていました。学校給食が唯一のバランスのとれた食事でした」。

見逃せない数字があります。16.3%。子供の貧困率であります。貧困率とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割

合をいいます。ひとり親などの世帯の貧困率は5割を超えています。

貧困と言われる家庭の子供を見てきた目は、しばしば「未来の労働者」として捉え、子供の生活から生まれるニーズを捉えてきませんでした。例えば、公立学校であっても制服や学校給食、遠足や修学旅行等の私費負担が大きく、また、学校の諸活動に参加できなければ、学校の中で排除されます。最近、我が町でも放課後児童クラブで運動指導や学習指導が行われているので幾分安心しております。そもそも、学校こそがあらゆる子供の居場所になるのではないのでしょうか。よく「子供には罪がない」という言葉を聞きます。間違いではありませんが、「子供の貧困は自己責任ではない」が「大人の貧困は自己責任」という見えない責任をつくりかねません。法律では、経済的支援や保育支援などの位置づけが弱い。

保育士の待遇改善はもとより、保育所にソーシャルワーカーを置き、親も含めた早期からの支援を充実させるなど、取り組む課題は山積しております。貧困対策は、不平等を克服し、公正な社会をつくることのはず、我々議員に与えられた命題の一つでもあります。

さて、最近、大河原町の子ども医療費について聞きましたが、昨年10月から子ども医療費助成を15歳から18歳までに延長したこと、さらに、本年度から所得制限を外したことであります。柴田町は今後どう進めていくのか、町長の見解を伺います。

3点目、大原町営住宅について。

平成27年度12月会議で、大原町営住宅の問題解決を長年先送りしてきた点を指摘しました。町は解決に努力するとの答弁でしたが、その後の進展状況と今後の見通しをお伺いします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 我妻弘国議員の一般質問、大綱3点ございました。

まず1点目、平成28年7月21日に我妻議員から連絡を受けた翌日に、周辺会社を訪問しての聞き取り調査と中央特殊興業施設の状況確認を行いました。この施設は、産業廃棄物の施設であるために、県の指導・監督を受ける仙南保健福祉事務所に連絡をとり、悪臭の苦情があったことを説明し、8月10日に町と仙南保健福祉事務所が合同で立ち入りし、現場確認を行っています。

仙南保健福祉事務所からは、消臭剤の量、散布回数をふやすなどの対策を講じるよう指導がありました。また、中央特殊興業から毎月提出される水質検査測定結果では、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽質物質が基準以下であり、問題ない

数値でありました。

今後も中央特殊興業に対しては、仙南保健福祉事務所と連携しながら指導をしてまいります。

次に、子供の医療費でございます。

議員がお話しされたとおり、子供の貧困につきましては、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、国及び地方自治体が連携して、関連する各分野において総合的に取り組む必要がございます。

町としては、今年度から子供の貧困対策推進のために、子どもの貧困対策整備計画策定基礎調査を進めているところでございます。

さて、ご質問の本町の子ども医療費助成につきましては、広沢真議員、有賀光子議員の一般質問にお答えしたとおり、今回、宮城県の助成制度拡充の方針が決定されましたので、柴田町についても、子ども医療費助成を拡充し、通院費及び入院費の所得制限を来年4月から撤廃してまいります。

大原町営住宅でございますが、大原町営住宅の払い下げに伴う諸問題は、さきの会議において答弁をしておりますとおり、後列の住宅に空き家が多くなったことで、それぞれ今後の土地利用が不透明な状況になっています。

このことから、町ではことしの2月から7月にかけて後列の地権者の方々の訪問に加えて、役場においでいただくなどして今後についての意向を伺いましたが、以前の意向とは全く違う考えを示されました。一人は自分の土地を処分したい、一人は現在の状況のままで手をかけたくない、一人は別の土地を求める希望がなくなったなどの意向でございました。このことは、関係職員の連絡調整会議の中で確認をしております。

今後は、地権者の方々の意向を踏まえて、できるだけ早期の解決を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 1点目の山形市の中央特殊興業のにおいでございますけれども、きのう、再度確認してまいりました。どうなのかと。やはりにおいは続いているんです。なかなかにおいという問題は難しいようです。ただ、お菓子屋のにおいと油処理のにおいと、根本的ににおいの原因が違います。お菓子は甘いし、おいしいなと感じますけれども、油の腐ったにおいというのはひどいものです。吐き気が出るんです。特に海からの沖揚げの風が入ってきたときにすごくなるのかと。それから気温の関係、そういうのがあるのかと。

先ほどの答弁で、保健所からの指導でどのような薬品を入れればにおいがなくなるんですか。どういう指導を受けたんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 8月10日に仙南保健福祉事務所と一緒にいきまして、施設内を見て回りました。それで、においの原因は物が酸化するときに出るにおいであるということで、まず酸化を中和する薬液を噴霧するということです。その後もう一液、芳香剂的な、かんきつ系のにおいが出るような噴霧剤をまくということです。そのまき方なんですけれども、小まめにまくということで、現地においては1時間に1回、作業員がにおいの発生源のほうに液剤を噴霧しているという状況です。

そのときに指摘があったのが、夏場でしたので、施設内の開口部をあけた状態でもって作業をしていました。それで、周辺ににおいが出ないようにするためには、開口部を閉め切った状態という指導もありました。あとは、分離層というのがあるんですけれども、そこにはふたをかけていない状況でしたので、それもふたがけをするようにということで、3点ほど保健福祉事務所から指導があって、そのとおり実施しているという状況です。

今議員おっしゃるとおり、やはり昼からですと沖揚げ的な風向きになるということです。苦情がありました隣地の角谷製作所と大善製作所のほうににおいに行くという状況になっておりました。

その後、私のほうでも2回、3回と行きまして、一番最初の状況と2回目、3回目というようなことで確認はしてあります。私のほうとすれば、一番最初の苦情があったときよりも改善されているというようなことで受けとめております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実は知り合いの養豚場のにおいのことで、何回か私も相談を受け、いろんなことをやってみました。例えば、においを吸着する岩石とか、それからプラズマで消すとか、いろんなことを、ありとあらゆることをやった経験があるんですけれども、残念ながらにおいというのは非常に消えないんです。難しいです。

岩手県に、松尾鉦山というのが昔あったんです。それはpHが非常に高く、酸性度が強くて、今、日本政府で消石灰を鉦山のところから毎日毎日定期的に時間をかけて流して、北上川を中和させているんです。大変に難しいんです。その中のものがどういうものであるか、それによって先ほど私もお伺いした酸化するやつを中和させる。

その中和させる薬液ですけれども、どんな薬液かわからないんです。私も今聞きましたけれ

ども、名前は言われていません。これを1時間ごとにやるのか、2時間ごとにやるのか、きちんとこれを続けてもらわないと、においというのは消えないんです。そこら辺はきちんとやるようになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） まず、事業所の社長とお話ししました。それで、臭気という概念的な捉え方で、どれぐらいのレベルなのかということで、まず臭気の測定をお願いしました。臭気の測定というのは、人間の嗅覚による測定です。それも、我々がやるんじゃないで、嗅覚判定士という、においについての検定試験を合格した複数の人間が実施するということです。保健所に確認したところ、宮城県では宮城県の公害衛生センター的な、そういう外郭団体的な組織でできるということなので、早速それを実施していただくということです。それでにおいのレベルを確認して、それがどんな原因なのかというようなことを確認しながら、対応策的なことを私のほうと保健所、あとはその業者とで実施するようになっております。原因が特定されれば、対応する薬剤等も適切なものになって、とにかく周辺には迷惑をかけないだろうというふうな感じがします。社長も、周辺の方々には非常に申しわけなかったということで、私のほうにも足を運んでいただいておりますので、今後そのような指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 先ほどお伺いしましたら、ドアをあけっ放し、ふたもあけっ放し、それで作業をやっていたと。これはやっぱり基本的に会社の姿勢を疑います。疑われます、本当に。やはりこれからはそういうことをきちんと遵守していただくということを伝えてください。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今回の施設建設に当たっては、町と公害防止協定を結んでおります。その中に、そういう水質基準であったり、悪臭についての考え方、あとそれが発生したときの対応の仕方ということで、業者のほうでは善処するというようになっておりますので、それを基本にしながら、今後とも指導してまいりたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 当然そういうことをしていただかないと困るんですけども、4区でやった説明会のときには「500メートル以内にはにおいはありません」と、そういうことを言われているんです。多分そういうことが、町長はわかっていたと思うんです。前にこの議会で町長は「油処理関係の業者は入れたくない」と、こういう発言をしております。町長、どうだった

でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 入れたくないと言っても、法律上適正に申請されると、我々はそれに対して意見を述べるしか権限がないと。最終的に産業廃棄物の設置・認可権限は県にございますので、柴田町の町長にとめるまでの権限はないということですが、公害防止協定を結んでおりますので、なおに関しましても権限はありませんが、町民環境課のほうに社長が来て、いろいろ対応策を練っているようでございますので、この関係を続けていって、臭気が出ないように、周辺に悪影響を及ぼさないようにしていきたいというふうに思っております。私も現場に行かないといけないということで行きましたけれども、晴れて風の吹いている日だったんですが、玄関口を通ったときに確かににおいがして、それを過ぎると感じなかったということもございますので、少しは努力をされたのかというふうにも思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） ぜひ管理・監督のほうをきちんとお願いいたします。

2点目です。

今回の医療費助成について、大変私はよかったと思っております。町の懇談会で、住民の方から「予算には優先順位があると思うが、手を差し伸べられる支援策はないか」と、こういうふうなことがありました。私は今回の医療費助成は大変心強いと思っております。

この議会が始まる日、5日に日本経済新聞にこういうことが掲載されておりました。保育所、幼稚園など第2子以降の料金を半額や無償化する自治体がふえていると。読みましたら、人口減に歯どめをかけ、女性の社会進出で地域を活性化させるという、そういうふうに言われております。自治体の持ち出しはありますが、私も検討すべき課題だと、こういうふうに思っております。ぜひひとつこれも検討していって、柴田町が仙南の本当の中核の町になるように頑張ってくださいと、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 我妻議員からそういう経済的支援を拡大すると、私もわかりましたと、こう言いたいところですが、なかなか子育て支援と実際の人口減少の歯どめということであると、言われている割には政策と結びついていない面が多いのではないかとこのように思います。果たして半額にすべきなのか、無償化にすべきなのか、もちろん検討はいたしますが、柴田町にはほかにもいろんな政策的な問題もございまして、まずは子育て支援の環境整備です、そちらのほうを優先させていただきたいと。また、学校整備も喫緊の課題でございま

すので、そちらのほうの事業をめどをつけて、それが終わりましたら第2子の半額、それから無償化を検討していきたいと。ただし、国のほうで支援策を拡大するというようなことがあれば、一般財源の持ち出しも半分で済みますので、やはり国がもう少し地方自治体にこういう経済的支援をしていただくように働きかけていくのも一つの方法かというふうに思っております。今すぐ半額、無償化、残念ながらお答えできないことは大変申しわけないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それで結構です。

きのう、仙台にいる私の娘に電話したんです。今度柴田町はこういうふうになるぞと。将来は今言ったような、そういうことも考えられるぞと言ったら、「お父さん、やっぱり船岡いいね。移っていこうかな」と言いました。「そうしたら」とこちらもうまいこと言いましたけれども、考えてみれば今度の体育館、その次は図書館、給食センターという、なかなかお金が大変だと。私も監査をやっていて、大変だと思っております。わかっていますけれども、なおやっぱりこういうことを……、私今まで町にお金を出せとか、こういうものをつくってくれと言ったのは一つだけなんです。トランポリンだけです。ようやくこれできたから、この次は……、これは冗談ですけども、最後の大原住宅についてです。

今、町長にいろいろ説明を受けました。少しずつですけども進んでいるということなんですけれども、先ほど庁舎内のいろんな人たちにお話ししたと。実際にどのような進め方をされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 大分長い懸案事項でございました。いろいろ地権者と協議を進めてきておりましたが、時代とともに地権者の意向も変わってきております。そうすると、なかなか地権者の変化と我々行政の立場とをかみ合わせるということが難しいというふうに思っておりました。幸い、大原住宅の北側に接しました県道沿いの民地を不動産会社が取得したという情報もございます。その不動産業者と町の土地、民地を含めた新たな土地利用ができるのかどうか、その不動産会社も巻き込んで働きかけをして、解決する方法を見出していけないと、なかなか難しいのかというふうに思っております。改めてその不動産会社にあの周辺の土地の利用方法について、町のほうから働きかけをしてみたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 前にもお話ししましたがけれども、大原住宅は長い間住民の方に迷惑をか

けてきたというところがあります。ある程度の期限を切って進めないと、責任ある解決が見られないのではないかと、こう危惧しております。だから、今町長が話したように、不動産屋が北側に買ったようだ。そこと一緒にまた新しい解決方法が生まれるのではないかと、私はそう思います。どうぞひとつ頑張って、解決に向かって行動を起こしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（加藤克明君） お諮りいたします。日程第3、議案第7号教育委員会教育長の任命について、日程第4、議案第8号教育委員会委員の任命について、日程第5、議案第9号教育委員会委員の任命について、日程第6、議案第10号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後2時08分 休 憩

〔教育長 船迫邦則君 退席〕

午後2時27分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第3 議案第7号 教育委員会教育長の任命について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第7号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であり、教育長の船迫邦則氏が、新教育委員会制度への移行のため、平成28年9月30日をもって辞職することに伴い、新制度における教育委員会の教育長として、船迫邦則氏を任命したいので、提案いたします。

船迫邦則氏は、宮城県教育委員会の中学校教諭として37年間勤務され、学校経営、学習指導、教職員の人材育成に努められました。また、柴田町立船岡中学校長を務めるなど、学校教育現場のトップとして生徒と地域住民のために尽力されました。

平成26年10月に教育長就任後は、国際交流に向けた取り組みとして、児童生徒の英語力向上を目指したプロジェクトの立ち上げや、仙台大学との連携による放課後学習を初めとする学習機会の拡充のほか、新たな仕組みを定着・発展されるなど、教育委員会の教育長として、町教育行政の振興にご尽力をいただきました。

つきましては、このように教育行政全般に深い造詣がある船迫邦則氏を新制度における教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第7号教育委員会教育長の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第7号教育委員会教育長の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。〔教育長 船迫邦則君 入場〕

日程第4 議案第8号 教育委員会委員の任命について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第8号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号教育委員会委員の任命についての

提案理由を申し上げます。

平成23年10月から4年9カ月にわたり教育委員会委員として町教育行政の振興にご尽力を賜りました内嶋昌博氏が、一身上の都合により平成28年6月30日付をもって辞職されました。

その後任として、庄司洋子氏を教育委員会委員に任命したいので、提案いたします。

庄司洋子氏は、柴田町立東船岡小学校の父母教師会会長を平成25年度から3年間務められるなど、教育に関する関心が高く、柴田町の学校教育の振興、教育現場の円滑な運営にご尽力いただきました。明朗であり、保護者の目線から柴田町の教育施策への助言を行っていただき、教育の充実・発展に貢献していただける方でございます。

つきましては、庄司洋子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては前任者の残任期間である平成31年9月30日までとなります。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第8号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第8号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第9号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成18年1月から現在まで10年9カ月間にわたり教育委員会委員として町教育行政の振興に

ご尽力賜りました牛澤典子氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となります。

その後任として、加藤真二氏を教育委員会委員に任命したいので、提案いたします。

加藤真二氏は、教育に関する関心が高く、特に柴田町の小中学校における英語教育やICT教育について熱心であります。今までの職歴によって、社会の基礎単位である家族と長く向き合ってきた経験を踏まえ、住民の目線から柴田町の教育施策への助言を行っていただくこと、また、住民に柴田町の教育施策を伝えることなど、住民とのパイプ役となり、教育の充実・発展に貢献していただける方でございます。

つきましては、人格高潔で温厚誠実であり、教育、文化等に識見を持つ加藤真二氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第9号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第9号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第10号 教育委員会委員の任命について

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第10号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります伊藤誠氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員に任命したいので、提案いたします。

伊藤誠氏は、宮城県教育委員会の中学校教諭として36年間勤務され、教育者としての識見と

情熱を持ち、生徒と地域住民のために尽力されました。

平成28年1月に委員に任命されて以来、幼児教育に日々尽力されながら、社会教育主事の経験を生かし、社会教育の振興のため、的確な指導助言をいただくなど、精力的に活動されておられる方であります。

つきましては、このように人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を持ち、教育行政全般に深い造詣がある伊藤誠氏を引き続き委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第10号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、議案第10号教育委員会委員の任命についてはこれに同意することに決定いたしました。

総括質疑について、連絡いたします。

本日正午まで提出となっておりました総括質疑は締め切りました。4名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

なお、総括質疑は9月9日に行いますので、ご了承願います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時37分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月7日

議 長

署名議員 番

署名議員 番